

# カリifornia州外部証拠排除則の運用の実際

あい ざわ ひさし  
会 沢 恒

## 目 次

I	はじめに—ドラフティングの重要性	3
II	ルールの概観	4
1	外部証拠排除則Parol Evidence Ruleとは	4
2	ルールの基礎付け	4
3	統一商事法典での定式化	6
4	統合条項	6
5	契約法第2次リストメントにおける外部証拠排除則の構造	7
III	対象の画定	8
1	対象の画定	8
2	カリifornia州法典	9
IV	州最高裁判所の諸判決	9
1	Masterson v. Sine	9
(1)	事案と判断	9
(2)	検討	10
2	Pacific Gas & Electric Co. v. G.W. Thomas Drayage & Rigging Co.	11
(1)	事案と判断	12
(2)	検討	12
3	リーディングケースの整理	13
4	州最高裁判所でのその後の判決	13
V	控訴裁判所での運用	14
1	初期のリーディングケースの理解—Brawthen v. H & R Block, Inc.	14
(1)	事案と判断	14
(2)	検討	15
2	1980年代半ばの構造変化—Gerdlund v. Electronic Dispensers International	16
(1)	事案と判断	16

(2) 検討	17
3 統合問題の判断要素としての条項の抵触	18
Esbensen v. Userware International, Inc.	19
4 カリフォルニアの外部証拠排除則に基づく政策	21
約束的詐欺	21
5 統合条項	24
6 文書の形態・当事者の力関係	24
(1) 文書の形態	25
(2) 当事者間の力関係	25
VI 結びにかえて	26

## I. はじめに—ドラフティングの重要性

人々が契約関係に入るに際しての態度に、日米の間に大きな差異があることがしばしば指摘されてきた<sup>1</sup>。即ち、我が国では契約の条項をこまごまと検討することはせず、大枠のみを定めておいて、問題が生じた場合には「誠実に協議」して解決に当たるとされるのに対し、米国人はほとんど起りそうもないリスクの配分まで徹底的に検討し、曖昧な部分を極力残さないことを理想とすると言われる。これに伴って契約書も、我が国では簡潔なものが主流であるのに対して、米国人の作成する契約書は、しばしば詳細な条項を数多く含む大部のものになる、と指摘される。このように、契約関係を事前に決定し、それを書面の形で残しておくかということについては日米で対照的な態度の差があるが、これに関しては実は法行動の局面における単なる事実上の差異に留まるものではない。契約書の持つ法的価値も、我が国と英米法の下とでは大きく異なる。

我が国においては、一般に、契約とは当事者間の合意そのものであって、契約書は単に合意を証拠付けるための手段に過ぎないと理解されている<sup>2</sup>。こうした観念に基づいて、たとえある条項が契約書中に盛り込まれていたとしても、それとは異なった合意が認定されることもしばしば行われてきた<sup>3</sup>。

これに対して英米契約法は、契約書からの逸脱を禁ずる法理を持っている。パロール・エヴィデンス・ルール (parol evidence rule) 一本稿では外部証拠排除則と訳すと呼ばれるこのルールは、契約書が締結された場合には、それ以外の証拠—外部証拠 (parol or extrinsic evidence) と呼ばれる一を、契約条項を確定する際に利用することを許さない、というものである。我が国はこのようなルールを持たず、従ってこのルールを検討することは、契約と契約書に対する日米の考え方の差異を考察する上で重要な手掛かりとなり得る。

ところで英米法では、契約法 (contract law) の中でも、契約の成立に関する分野及び強制・救

済について定める分野に対して、「契約の法 (the law of the contract)」と呼ばれる分野が区別されている<sup>4</sup>。これは契約という制度によって「当事者自身が創設した権利・義務の性質と範囲」に関係した分野である。外部証拠排除則も、この「契約の法」に属するルールである。ファーンズワースは「契約の法」について、契約紛争の多くを占めることからその重要性を指摘しつつ、その後にこう続ける：「契約が十分に適切に起草されていることにより、契約の法に関する多くの潜在的紛争が起こらないことを心に留めるべきである。また、もし問題の契約がより適切に起草されていたならば、多くの現実の紛争が起こらなかつたであろうことも心に留めるべきである。故に、契約の法に関する紛争を処理した事例／判例 (case) は、他の契約の起草者にとっての教訓である。」<sup>5</sup>

契約というのは当事者自身が双方の（法的）関係を創設する制度であるから、契約上の権利・義務を形成することは契約当事者の基本的な権能である。無論、法もある範囲で権利・義務のパッケージを用意している<sup>6</sup>が、これは当事者が創設しなかった部分を埋めるのが基本的な役割である。当事者がこうしたパッケージに依拠するという形で相互の関係を規定する場合もあるであろうし、あるいは契約関係に「入った」後にその内容を詰める、というアプローチもあるろう<sup>7</sup>。しかしながら、アメリカ人はむしろ、両当事者の関係を事前に書面の形で明確化しておくことを志向することが指摘されている<sup>8</sup>。ファーンズワース自身はこの原因として、類型的取引の標準化・弁護士の介入・連邦制の下における州際取引の安定といった点を指摘している。さらに樋口教授は、紛争の抑止・リスクが現実化する前にその負担を分配した方が公平だという感覚などを指摘している。

いずれにせよ、アメリカの契約は、事前に契約書を取り交わしておいたという形態をパラダイムとしているように思われる<sup>9</sup>。そして法もまたそうした形態を承認し、促進する方向にあると思われる。本稿で取り上げる外部証拠排除則もその一つと言えよう。

本稿では、このルールの近時の運用についてカリフォルニア州を中心に検討し、以って冒頭に述べた日米の契約のあり方の差異をより具体的に記述することを試みる。まず、次章において外部証拠排除則の意義に関する学説の通説的理解とリストメントの規定を整理する。第III章で検討対象を確認した上で、第IV章はこのルールを大きく限定したとされるカリフォルニア州最高裁の有名な判例を取り上げる。そして第V章においてこの判例が先例としてどのように受け取られてきたかを分析し、現代における外部証拠排除則の意義を検討する。

## II ルールの概観

まず、外部証拠排除則の全体像について、統一商事法典 (Uniform Commercial Code) 及び契約法第2次リストメントを中心に概観しておく。

### 1 外部証拠排除則Parol Evidence Ruleとは

外部証拠排除則とは何か。このルールの定式には様々なものがあるが、例えばある体系書は次のように定式化している：

当事者が契約を結び、それを当該契約の完全かつ正確な統合として同意した書面に表現した場合には、口頭証拠か否かを問わず、[統合に]先行する理解や交渉の証拠は、書面を変更しましたは否認する目的のためには許容されない<sup>10</sup>。

このルールは契約内容の確定に関するルールである。ある契約をめぐって争われている訴訟において、契約書が証拠として提出された場合、契約条項の認定のためにその契約書以外の証拠の利用を認めない、とのルールである。

原語の“Parol Evidence Rule”は直訳すれば「口頭・証拠・ルール」であり、一般にも「口頭証拠の法則」などと訳される<sup>11</sup>。しかし、ルールの対象は口頭証拠に限られず書証なども含むから、本稿では一括して「外部証拠」と呼ぶこととする<sup>12</sup>。そして、ルールの効果は専ら証拠の排除にあることから、本稿ではこのルールを「外部証拠排除則」と呼ぶこととする。

このようなルールが存在するのは、契約訴訟において、外部証拠を利用して契約上の権利義務を立証しようとする当事者がいるからである。この利用の仕方には3つの場面を想定できる。A・B・Cという3つの条項を含む契約書が作成されると想定すると、第1の局面は、契約書には「B」とあるが、実際に合意されたのはnot Bである、と主張するために外部証拠を利用する局面である。我が国で例文解釈と呼ばれる解釈手法が機能する局面である。これを「条項の否認contradiction」と呼ぶ。第2の局面は、契約書にはA・B・Cとしか書いていないが、実際にはさらにDという合意もなされた、と主張するために外部証拠を提出する局面である。これを「条項の追加addition」と呼ぶ。第3の局面は、契約書中の「B」という文言からは $\beta_1 \cdot \beta_2 \cdot \beta_3$ といくつかの意味が読み取れる場合に、当該契約では例えば $\beta_2$ の意味である、ということ主張するために外部証拠を提出する局面である。「条項の解釈interpretation/explanation」のために外部証拠を利用しようとする局面である。

一般的な外部証拠排除則の理解では、まず、外部証拠による条項の否認は許されないとされる。さらに一定の場合、つまりその契約書が包括的・排他的で完全なものであるとされた場合には、条項の追加も許容されない。一方、契約解釈のための外部証拠の利用は一般に許される、とされる。また、契約条項に関する証拠を排除するものであり、要件も有効な契約の存在を前提とするものであるから、そもそもその契約の存在を否定する証拠一例えは、詐欺・強迫・違法性・約因の欠如などの立証活動一は認められる。さらに、契約の書面化より後の合意・了解などに関しては（履行経過も含めて）、そもそも外部証拠排除則の射程がない、とされる。そして古典的文脈では、禁止に対するこうした許容の場合をしばしば外部証拠排除則に対する「例外」として位置付けている<sup>13</sup>。

### 2 ルールの基礎付け

では、このルールはどのように根拠付けることができるであろうか。

外部証拠排除則が証拠の帰趨を決するルールであることから、証拠法的に理解する見解がある。即ち、証言については人間の記憶の不確かさや利害関係による偏向の虞があるのに対し、当事者の意図が書面になっていれば、それは証言よりも正確で信用できる。少なくともその起源においては、こうした書証を重視する裁判所の伝統が外部証拠排除則の基礎であったと言える<sup>14,15</sup>。また、証拠法的アプローチの一変形として、裁判官による陪審のコントロールのための手段だとする見解もある<sup>16</sup>。しかしこれまでに到達した判例法では、証言に限らず契約書以外の書面もまた外部証拠として排除される。一方、契約書締結以降の合意に関するものであれば、証言・書証を問わず許容される。この証拠法的基礎付けは現在では妥当性を持ち得ない。

そもそも証拠法上の禁止とは、類型的に信用性が低い、あるいはその他の政策的見地に基づいて、ある証明方法を認めない、という意味である。禁止されるのは証明方法であって、証明の対象たる事実ではない。ある事実を証明するためのある証拠が認められなかつたとしても、その事実は別の証拠によって証明しうる。これに対して外部証拠排除則は、一定の事実、つまり契約書に先行する合意に関して、そもそも証明活動を行うことを認めない<sup>17</sup>。裁判の場へ顕出させることが認められない事実というものがあって、それを訴訟手続という平面から見た場合には外部証拠の排除という形を取つて表れる、ということである。こうしたことから外部証拠排除則は実体法上のルールだと考えられている<sup>18</sup>。本稿においても、外部証拠そのものがどのようなものであるかよりも、それによって証明されようとしている「先行合意」がどのようなものであるかが中心的な問題となつてくるので以下注意されたい。

それでは外部証拠排除則がそのような実体法的な意義を持つものであるとして、その内実ないし基礎付けはどのようなものであろうか。ウィリス・トンは、契約実体法においても書面に対する志向を示す。契約を当事者の意思と言うよりはむしろ、

(書面という形で提出された) 表現そのものとして捉える理解<sup>19</sup>から出発する。無論書面にそうした効力を与えるのは当事者の意思ではあるのだが、当事者の意思が合意の本体であつて書面はそうした意思の1表象に過ぎない、という理解ではなく、「当事者が合意を書面へとまとめ、その書面が彼らの合意となるとの合意ないし意思」<sup>20</sup>が根拠となる。従つて、そのようにして自律性を与えられた「書面=契約」を保護するために、外部証拠排除則は存在するのである。この立場では書面に対する当事者の意思を確保できれば十分なのであるから、外部証拠に対する態度も制限的となり、書面そのものを基準にして外部証拠を排除することを容易に説明できる。

しかし、現在においてはコービンによる説明が広く受け入れられている<sup>21</sup>。彼は契約の本体を当事者の意思そのものとして捉えるところから出発し、契約締結過程における当事者の交渉の自由と、書面化による履行時の便宜の確保としてルールを説明する。つまり、契約の内容を決定する交渉において、各当事者は契約に盛り込まれるべき条項について提案をし、部分的な合意を積み重ねていって最終的な合意に達する。全体としては未だ最終的な合意に至っていない契約の各条項について、当事者が、かつてなした提案や暫定合意を撤回できることは問題なく認められる。契約書を作成するということは、撤回された提案や暫定合意を取り除いた上で、最終的に合意された条項のみを書面の形に残す、という作業である。契約書に盛り込まれた内容こそが交渉において最終的に採用された条項なのであり、それ以外の提案や暫定合意は撤回されていてもやや存在しない。従つて、当事者の合意を探求するためには専ら契約書のみを見れば十分なのであり、それ以外の証拠を検討することは無意味だと言える。この説明ならば、排除される外部証拠が証言に限らず書証も含むことも、外部証拠排除則が書面化された契約に先行する合意・了解に関する外部証拠のみを対象とし、書面より後の合意に関する外部証拠は問題とならないことも、適切に説明できる。特に、外部証拠

排除則が対象とする事項は当事者の意思という事実問題であるということを正面から受け取り、統合の発見過程などを陪審に委ねられるべき問題として主張している点<sup>22</sup>は、突出している。

コービンの見解の特徴として、契約とはあくまでも当事者の意思そのものであるということを強調し、「外部証拠排除則」というのは当事者の最終的な合意を探求した結果として出てくる一定の帰結にラベル付けしたものに他ならず、そのような独立のルールが存在して証拠排除という効果をもたらしている訳ではない、と理解することを指摘しておく。

### 3 統一商事法典での定式化

統一商事法典 (Uniform Commercial Code) 2-202条は次のように外部証拠排除則を規定している。

U.C.C. § 2-202 終局的書面表示：口頭証拠または外部証拠<sup>23,24</sup>

当事者の確認的売買覚書により合意されている条項、および、その他の方法で書面中に規定された条項であって、その条項に関しては、その書面中の記載を以て合意の終局的表示とする旨が、当事者によって意図されているものは、先行する合意または同時になされた口頭の合意を証拠としてこれを否認することができない。ただし、次のような方法でこれを説明し、または補充することを妨げるものではない。

(a) 商談の経過もしくは取引慣行 (1-205条)

または履行の経過 (2-208条)

(b) [終局的書面表示と] 矛盾しない追加的条項に関する証拠。ただし、裁判所がその書面を合意の条項の完全かつ排他的表示として意図されたものであると認定した場合を除く。

この定式では、まず書面の否認の禁止に関してはやはり維持されている。また裁判所がその書面を合意の条項の完全・排他的な表現であると認定した場合には、矛盾しない追加的条項による補充が許されない、という点も古典的ルールを踏襲している。条文はかかる認定の基準を設定していな

いが、公式注釈によると「裁判所から見て、仮に合意されたなら確実に書面に包含されるであろうような追加的条項であれば<sup>25</sup>、こうした合意の主張の証拠は事実認定者に〔開示することを〕禁止される」<sup>26</sup>と、ウィリストンの立場に近い基準を採用している。しかし、一部の条項に関して最終的な合意だとされた書面が、これを理由として全ての事項に関しての合意を表現しているとされることは、明確に否定されている。また、一見して曖昧であるということが説明・補充のための外部証拠の許容の要件だ、との見解も否定され、さらに書面の意味を書面からのみ決定できると仮定することもまた否定されている<sup>27</sup>。

(a)項が交渉経過・取引慣行・履行経過の利用を全面的に認めていることと併せ、U.C.C.の規定は伝統的ルールの中核は残しつつ、外部証拠の利用の幅を広げている。取引の実際の中での合意・契約の尊重というU.C.C.に一貫するポリシー<sup>28</sup>がここでも表れていると言つてよいだろう。

### 4 統合条項

外部証拠排除則の適用を確実なものにするために、当事者はしばしば、その契約書が取引の最終合意であること・契約書以外の合意は存在しないことを宣した条項を契約書に插入する。これは統合条項／完結条項／結合条項 (integration clause/merger clause/entire agreement clause)<sup>29</sup>などと呼ばれる。具体的には例えば次のようなものである：

〈例1〉

本契約書は、本契約の内容に関する当事者間の合意のすべてを構成する唯一のものであり、従来の、または現時点の交渉、申合せの一切を無効とし、これらに優先する<sup>30</sup>。

〈例2〉

本契約書は、本契約の内容に関する両当事者のすべての合意ならびに了解を記載したものであり、本契約締結前における両当事者間の一切の議論、合意、了解を吸収し、かつこれらに優先するものである。また両当事者は、本契約書

に明記されたもの…でない限り、その他の条件、定義、保証または表示には、いずれもこれに拘束されるものではない<sup>31,32</sup>。

こうした条項が実際にはどのような機能を果たしているかについては後に触れ、ここでは統合条項がどのようなものであるかを紹介するにとどめる。なお、統合条項の存在が外部証拠排除則の適用の要件であると言われることもあるが、これは誤りである。統合条項がなくても外部証拠が排除されることはあるし<sup>33</sup>、逆に統合条項があるにも関わらず外部証拠が許容された例もある<sup>34</sup>。

## 5 契約法第2次リストメントにおける外部証拠排除則の構造

契約法第2次リストメントはコービンの立場を一般的に採用しているとされる<sup>35</sup>。以下では第2次リストメントでのルールの構造を整理し、以ってルールの全体像を描写する。第2次リストメントでは、「第9章 契約上の義務の範囲 第3節 書面の採用の効果」の題目の下に、§209から§218が外部証拠排除則について規定する。

まず、実体法の領域では以下のように整理される。

第一に、契約自体が存在していることが全ての前提となる。

続いて、統合された合意 (integrated agreement) という概念が提示される。統合された合意とは、1以上の合意条項についての最終的表現を構成する書面<sup>36</sup>である (§209(1))。統合された合意によって、これと矛盾する先行合意が効果を失う (§213(1))。

さらに、統合された合意は、完全に統合された合意と部分的に統合された合意とに分けられる。前者は統合された合意のうち、合意された事項の完全・排他的な宣言として当事者が採用したもの、それ以外の統合された合意が後者である。後者には§213(1)以上の効果はないが、前者は「その範囲内 (within its scope)」にある先行合意の効果を失わせる (§213(2))。即ち、たとえ書面に含まれる条項に矛盾しない事項であっても、追加的条項と

しては認められない。

ではルールの具体的効果は、訴訟での証拠提出の局面でどのように表れるか。

まず、契約の存否そのものを争うための外部証拠は提出できる。§214(d)は不法性・詐欺・強迫・錯誤・約因の欠如<sup>37</sup>など<sup>38</sup>を掲げ、§217は合意の発効を口頭の停止条件にからせた場合について規定する<sup>39</sup>。

合意が統合されたことが認定されない限り問題の書面は特別な効果を持たないから、合意が統合されているか否かの証拠は制限なく提出できる (§214(a))。しかしいったん統合された合意の存在が認定されると、書面に先行したまたは書面と同時の合意・交渉に関する証拠は、書面上の条項を否認する証拠としては許容されない (§215)。

同様に統合された合意が完全なものであるか、部分的なものであるかに関する証拠も制限なく提出できる (§214(b))。書面の条項と矛盾しない追加的条項の証拠を提出して書面を補充することは、部分的統合の場合には可能であるが、完全な統合の場合にはそのような証拠の提出は認められない (§216(1))。

一方、書面の条項を動かさず、その意味を明らかにするだけである解釈行為に際しては、外部証拠を援用することができる (§214(c))。また、取消・文書改正命令・特定履行など、求める救済によっては外部証拠の提出を許される場合がある (§214(e))<sup>40</sup>。

それではルールを適用するための要件、リストメントの用語で言えば統合の発見の手続はどのように規定されているか。やや繰り返しもあるが整理すると、契約の成立が主張されて書面が提出されていることを前提に (§214(d)・§209(1)参照)，書面・外部証拠の双方、その他関連するあらゆる証拠が参考されて (§209 cmt. c., §214(a))、統合の有無が判断される<sup>41</sup>。これは事実問題であるが (§209 cmt. c)，陪審ではなく裁判官が判断する (§209(2))。

完全な統合があったか、部分的な統合にとどまるかも、裁判所が、外部証拠やその他の関連する

あらゆる証拠を参照しつつ決定する(§210(3), §210 cmt. b., §214(b))。書面それ自体も参考価値を持つが、書面が外見上完全に見えてもそれは決定的な要素ではない(§210 cmt. a,b)。さらに完全な統合の認定に関してはやや特殊な規定がある。§216(2)は、書面に記載されていない、矛盾しない追加的条項(通常は書面を攻撃する当事者の提出する条項であろう)が、(a)別個の約因に基づいてなされた場合、または(b)状況から見て書面から当然に省略されるような条項である場合には<sup>42</sup>、その書面には完全な統合がないとする。

以上をまとめると、第2次リストメントの外部証拠排除則は、いわば2段階の構造をとっていると言えるだろう。まず裁判所は、あらゆる証拠を利用して、統合の有無を判断する。この段階では外部証拠であろうがなかろうが関係ない。そのようにして契約書中の条項について統合が発見されたならば、排除される証拠を決定するために、主張されている外部証拠がその条項を抵触するものであるかが審査される。合意の最終性という統合の定義からは、§213の規定するように、ある条項に関する統合の認定はそれと矛盾する事項を排除する意思の認定を含むから、結局リストメントの規定は、当事者の実際の最終的な意思を探求して、最終の意思が認定されたならばそれを採用する、という立場に他ならない。

ところで統合が認定されなかった場合にはどうなるのか。この場合、問題の書面はどちらかの合意に関する証拠的価値は有しようが、決定的なものではないから、当該書面と、それと抵触する外部証拠とが、その他あらゆる証拠とともに事実認定者<sup>43</sup>に提示され、いずれを採用するかは事実認定の問題となる。そしてこの場合、結果的に書面上の条項と異なった認定がなされることも許される、という意味で、書面を否認することも許される。

当事者の最終的意思をその根拠とするコービン・第2次リストメント版の外部証拠排除則の特徴をまとめると、統合を発見するための独立の手続きを持ち、排除される証拠の決定の手続きと合わせて2段階のルールの構造をしていること、

そして統合を探求する段階においてはあらゆる証拠を利用して当事者の現実の意思の探求を行うこと、の2点を強調しておく。

あくまでも「真の意思(actual intention)」を強調するコービンの考え方によると、裁判所の答えるべき問題は次の2点に集約される：主張されている先行合意はなされたのか？当事者はこの先行合意を後の合意によって破棄したのか？<sup>44</sup>。この考え方は、究極的には交渉過程に関するあらゆる証拠を勘案して事実認定者が契約内容を認定することを求める<sup>45</sup>ものであり、いわゆる「外部証拠排除則」廃止への志向性を持つものである<sup>46</sup>。同旨の主張をする論者も少なくない<sup>47</sup>。しかし、第2次リストメントは第1次リストメントから比べると大幅にコービン流のリベラルな証拠利用の方向へ近づいているが、コービンの立場を完全に採用してはいない<sup>48</sup>。各州の情勢を見ても、浅学ながら外部証拠排除則を明確に否定した州は見当たらない。ここにはやはり、かかる意思主義的な見解だけでは説明しきれない考え方方が外部証拠排除則にはあると考えられる。それではそれは何か、以下ではカリフォルニア州を例に、判例に即して検討する。

### III 対象の画定

#### 1 対象の画定

連邦制を採るアメリカ合衆国において契約法は各州の法(制定法・判例法)が規制する分野であるが、本稿では1法域に対象を絞って、少なくとも当該法域における法の展開については確認しておくことにする。

Masterson v. Sine判決<sup>49</sup>は、数多くのケースブック・概説書などで取り上げられるあるいは言及される<sup>50</sup>など大変有名な事件であるが、これはカリフォルニア州最高裁判所の事件である。そこで本稿ではカリフォルニア州を取り上げる。同判決が外部証拠排除則の伝統的なパラダイムに挑戦するものとして理解されているのに対し、法理のその後の定式と適用がどのような展開したかをまとめた形で調査することは、同判決及びルールの

可能性と限界を探る上で意味のあることだと考えられるからである。

そこで調査の対象もMasterson事件の判決された1968年より後の判決とする。具体的な調査についてはその都度述べる。無論これ以前の判例であっても文脈を明らかにするなどのために言及する。

## 2 カリフォルニア州法典

カリフォルニア州の外部証拠排除則は成文法に条文を持っている。民法典 (Civil Code) 1625条・民事訴訟法典 (Code of Civil Procedure) 1856条がそれである。

**Civil Code §1625 書面による契約；交渉・条項に対する効果**

法が書面化を要求するか否かに関わらず、書面の作成は、文書の作成に先立つかこれに伴う事項に関する全ての交渉・条項を破棄する。

**Code of Civil Procedure §1856 合意の最終的表現として意図された書面の条項；口頭証拠の排除；例外**

(a) その内包する条項に関して合意の最終的表現として当事者が意図した書面に示された条項は、先行する合意または同時の口頭の合意についての証拠によって否認されてはならない。

(b) (a)項の書面に示された条項は、その書面が合意条項の完全で唯一の言明として意図されない限り、矛盾しない追加的条項の証拠によって説明され、補充されうる。

(c) (a)項の書面に示された条項は、取引過程・慣習により、または履行過程によって説明され、補充されうる。

(d) その書面を、その内包する条項に関して合意の最終的表現として当事者が意団したか否か、その書面が合意条項の完全で唯一の言明として意団されていたか否かは、裁判所が決定する。

(e) 訴答 (pleading) によって錯誤または書面の不完全性が争点として提出された場合には、

本条はこの争点に関連性のある証拠を排除しない。

- (f) 書面の有効性が事実問題の争点である場合には、本条はこの争点に関連性のある証拠を排除しない。
- (g) 本条は、1860条に言う合意形成時もしくは合意に関連する状況の証拠、付帯的な曖昧な表現を説明しその他合意条項を解釈するための証拠、または不法性・詐欺を証明する証拠を排除しない。

(f) 本条において、合意条項には、当事者間の契約の他、捺印証書 (deed) と遺言を含む<sup>51</sup>。さらに商事法典 (Commercial Code) 2202条があり、これはU.C.C. §2-202である。民事訴訟法典1856条の1978年の改正の際のコメント<sup>52</sup>によると、同条は判例法の準則を条文化したものである。外部証拠排除則を論じる際の判決中での扱いを見ても、これらの条文も権威としてしばしば引用されるが、条文の文言の検討が行われることは少なく、専ら先行判例を引用して議論がなされるという例が多い<sup>53</sup>。従ってこれらの条文はカリフォルニア州での外部証拠排除則の存在を示してはいるが、それ以上の具体的なルールについてはやはり判例法に委ねられていると言える。従って以下判例法の検討を行う。

## IV 州最高裁判所の諸判決

### 1 Masterson v. Sine<sup>54</sup>

Masterson v. Sine判決は、伝統的なルールに従えばまず提出が困難であろう事項についての立証を許し、外部証拠の提出を幅広く許容する傾向の代表例として、数多くのケースブックに取り上げられるなど大変有名な事件である。この判決の検討から出発する。

#### (1) 事案と判断

本件は書面にない条項が追加的に主張された事例である。

M夫妻は農場を保有していたが、これをS夫妻に譲渡した。M側の夫が、S側の妻の兄にあたる。

この際M側は売買代金を基礎とする額による10年間の買戻しオプションを留保し、これは譲渡証書に記されていた。その後、兄（M側夫）が破産し、破産管財人とM側の妻がオプションを実行する権利の確認を求めて出訴した。

被告は以下の内容を立証するための外部証拠<sup>55</sup>の提出を試みた。即ち、各契約当事者は本件農場をM家関係者に確保しようとしていたのであり、よって本件買戻しオプションは譲渡人に一身専属的なものであって破産管財人による行使は許されない、と主張したのである。第一審はこの被告主張の外部証拠を排除し<sup>56</sup>、原告勝訴とした。そこで被告が上訴した。

カリフォルニア州最高裁判所・Traynor裁判官は第一審を覆し、この外部証拠を許容して被告勝訴の判決を下した。

Traynor裁判官は、書面の統合（integration）があった場合には外部証拠によって条項を追加したり変更したりはできない、ただし部分的統合の場合には書面化されていない部分の立証は許される、との一般論を確認するところから出発する。続いて、決定的な論点は統合があったか、即ち当事者が書面を合意の排他的表現だと意図したかどうかである、とした上で、従来の同州の判例法であった文書の外観のみから統合の有無を決定するルール<sup>57</sup>を明示的に拒絶した。そして外部証拠が排除されるのはそれが事実認定者を誤解に導くような場合のみであり、外部証拠排除則は証拠の信用性に基づくと述べた上で、そのような場合であるかの基準としては、外部証拠の「契約当事者と同様の状況に置かれたならば当然（naturally）別個の合意としたであろうような合意」であれば追加的条項の証拠は許容されるとする第1次リストメントの基準<sup>58</sup>、ないしは「裁判所から見て当事者が確実に（certainly）文書に含むであろうような条項であれば、そうした証拠は禁ぜられる」とするU.C.C.の基準<sup>59</sup>を採用した<sup>60</sup>。

そしてこの基準の具体的な適用としては、(1)本件譲渡証書は完全な合意であることを示す条項がない、(2)譲渡証書はオプションの譲渡性に関して

何ら述べられていない、(3)譲渡証書は標準書式で追加的条項の挿入に適さない、(4)オプションというものは将来の譲受人に対して主張することが予定されているものだから、この機能を果たすためにはオプション自体の譲渡性について言及する必要がない、(5)各取引当事者は土地取引に慣れ親しんでおらず、譲渡証書に条項を挿入しないことによって起りうべき不利益を把握していなかった、といった事情を指摘して、本件の付隨的合意は「当然別個の合意としたであろう」ものであって「確実に文書に含むような」条項ではない、と判断した。

さらに、オプションは反対の意図が明示されない限り譲渡可能であるとの法律上の推定は、必ずしも外部証拠を排除せねばならないということを導かない、と付け加えた。

以上の法廷意見に対してBurke裁判官の反対意見が付いている。彼は(1)同州法上、明示の条項がなければオプションの譲渡性は当然に認められるのであり、外部証拠によってこれを否定することは譲渡の本質を否認することであって（否認の禁止という意味の）外部証拠排除則に反する、(2)財産権の自由譲渡性という財産法の根幹に反する、(3)法廷意見が統合の発見に関する従来の基準を批判するためにした引用は不適切である、(4)証拠の信用性をルールの根拠とすることは外部証拠排除則が実体法であることに反する、(5)法廷意見の基準は適用に混乱をもたらす、(6)新基準の適用においても、譲渡禁止を証書に書き込むのは容易であるし、また当事者（M側夫）は弁護士に相談するなど素人とは言い難い、(7)破産者はオプションが一身専属的だと証言することで容易に財産を破産財団から外すことができるうことになる、などと主張した。

## (2) 検討

この判決が外部証拠排除則をどのような性質のものとして構想していたかは必ずしも明らかではない。まず、判決の議論を再確認する。出発点として統合を当事者の意思の問題として捉えている

点については、意思を契約の本旨とするコービンの影響が強いが、ウィリストン説とも共通する点ではある<sup>61</sup>。統合問題の決定に当たって、統合条項の絶対の効果を否定し、当該外部証拠の検討を要求し、他にも契約当時の四囲の状況を検討することを示唆している点には、コービンの影響が強く見られる。しかし引き続いてルールの背景として挙げられる政策判断、即ち(1)人間の記憶よりも書面の方が正確であるとの推定、及び(2)利益関係者による証言の捻じ曲げの虞は、むしろ証拠法的アプローチの基礎をなすものである<sup>62</sup>。実際、裁判所は引き続いてマコーミックの証拠法の体系書を引用した上で、「[外部]証拠は事実認定者がミスリードされがちな場合のみに排除される。従ってこのルールは証拠の信用性に基づかねばならない」と述べる。ここまででは証拠法説である。しかし具体的判断のために提示された基準は、ウィリストンの系譜を引く、第1次リストメント及びU.C.C.の定式であった<sup>63,64</sup>。結局、Traynor裁判官の議論は外部証拠排除則をめぐるあらゆる言説を取り込んでいるが、いかなる根拠付けを採用するかはかえって明らかではない。

そこで裁判所が実際に行った作業に目を転じてみる。

この判決は、ルールの適用基準として第1次リストメント及びU.C.C.での定式化を援用し、突出した独自の基準を打ち出している訳ではない。しかし、これらの基準の適用にあたっては重要な注が付されている。元来これらの基準は外部証拠を許容する際のみならず、排除するための基準としても構想されていた<sup>65</sup>。しかし、この判決においてTraynor裁判官は、コービンを引用する形で、これらの基準の直接的な適用によっては外部証拠が許容されない場合においても、それとは別に裁判所が「当然」ではない事柄が実際にあったと考えたならば、当該外部証拠を許容しうることを示唆している<sup>66</sup>。つまり、ここで裁判所が採用した「基準」はある種の推定則だと言えるが、外部証拠許容の方向でのみ、推定を破るために、より実質的な審理を行うことが想定されている。但し、この

事件においては第1次リストメント・U.C.C.の基準の適用が外部証拠許容の結論を導いているから、この注釈で想定されたさらなるテストは行われなかった。

また、統合認定に関する旧ルール（文書の外観ルール）を反駁する際に、当事者の統合に関する意思の判断のために利用しうる資料として、契約書そのものの他、問題の外部証拠を検討することを義務的に要求し、さらに契約締結時の周囲の状況に関する証拠を広く利用することを示唆している。そして実際の判断においても、第1次リストメント・U.C.C.の基準を適用する際ににおいて、取り引きを取り巻く様々な状況を考慮している。

さらに具体的な事案を見てみるとかなり寛容に外部証拠を許容していると言える。つまり、反対の表示なき場合においてオプションが譲渡可能であるということは確立した法であった。裁判所は契約当事者が土地取引に詳しくなかったことを強調して、「当然に別個の合意としたであろう」との判断の根拠としている。しかし、取引の当事者が真剣に土地を親族内に確保することを考え、本当にそのための対策を講すべきだと結論に至ったのであれば譲渡証書に一言付け加えたのではなかろうか<sup>67</sup>。むしろそういう形跡が書面に全く表れて来ないことは、外部証拠として提出されたのが当の破産者本人の証言であったことも考え合わせると、オプションの一身専属性など検討もされなかつたと考える方が自然とも言える<sup>68</sup>。

以上の各要素を鑑みると、本件は、その構造は必ずしも明らかではないものの、契約上の権利・義務の認定に際して幅広く情報を利用することを認める態度を示しているものと位置づけることができる。論者によつてはこの判決を以つて、事实上カリフォルニアの外部証拠排除則は廃止されたと説く者すらあった<sup>69</sup>。

2 Pacific Gas & Electric Co. v. G.W. Thomas Drayage & Rigging Co.<sup>70</sup>  
Masterson判決と並んでカリフォルニアの外部

証拠排除則を大きく変えたと考えられている判決として、Pacific Gas & Electric Co. v. G.W. Thomas Drayage & Rigging Co.事件がある。実質的な位置付けについては後述するが、判断の形式からは契約書の文言の解釈のために外部証拠を参照できるかに関する判例である。

### (1) 事案と判断

被告が原告所有の蒸気タービンの上蓋の交換を請け負う契約が、両当事者間で書面により結ばれた。この中には次の約定が含まれていた：(a) 被告は「自身の危険と出捐で」作業を行う<sup>71</sup>、(b)被告は原告に対し、「この契約の履行から生じまたは関連する、財産への損害に基づく全ての損失・損害・出捐・責任に対して」「補償する」<sup>72</sup>。被告の作業中にタービンの上蓋が内部へ落下し、タービンのロータを損傷させたため、原告は修理費用を求めて出訴した<sup>73</sup>。

被告はこれに対し、問題の条項に関して、第三者に対して責任が生じた場合のみ責任を負い、原告自身の財産に生じた損害を含まない、と両当事者は意図していたとの立証を試みた<sup>74</sup>。しかし第一審は、問題の条項が対第三者責任を引き受けるための条項として典型的なものであると述べつつも、契約の「明白な意味 (plain meaning)」により被告は原告に対して責任を負い、被告主張の外部証拠は許容されないとした。そこで被告が上訴した。

この判決で最高裁の法廷意見を執筆したのもTraynor裁判官である。彼は被告の主張を認め、第一審を覆した。

法廷意見は、書面の意味を説明するための外部証拠の許容性の判断基準について、書面が裁判所から見て外観上明白で一義的か、という基準を廃し、書面の文言から合理的に可能な (reasonably susceptible) 意味の証明に対して問題の証拠が関連性を有するか、との基準を立てた。その根拠としては、契約上の権利義務の根拠である当事者の意思の探求が必要であるが、言葉は客観的な意味を持っているのではなく、当事者が裁判所の想定

するものとは異なる意味を付与している可能性もあるからだ、と指摘している。そして、契約の解釈においては当事者の意図を立証するために提出された全ての証拠を予備的に検討する必要があるとする。それにより、当事者の主張する意味のいずれかを契約の文言から導くことが可能なのであれば、そのいずれの意味を証明するにも関連性を有する外部証拠は許容しうる、と証拠の採否を決定する手続を定式化した。

そして事案への適用としては、第一審は(1)問題の外部証拠の予備的検討を怠った、(2)問題の条項は被告主張の「原告の財産への損害を含まない」という意味を含意しうるから、この意味を証明するための提出された証拠は許容しうる、という2点において誤りであるとした。なお、この後者の判断に当たって裁判所は脚注で<sup>75</sup>「補償する (indemnify)」という言葉について、「法的責任を引き受け、免除させる」と「生じた損失に対して支払う」との両様の意味がある、と指摘している。また「『全ての』損害 [等] に対して」という言葉も「補償する」について後者の意味しか許さないことはないし、「(被告) 自身の危険と出捐で」との文言も「被告は・業務上自らの財産に生じた損害を原告に請求しない」との意味にも解釈でき、必ずしも原告に生じうる損害を受けたものではない、とも述べられた。

この法廷意見に対しては、McComb裁判官（のみ）が反対を表明しているが、反対意見は公刊されていない。

### (2) 検討

Masterson事件同様、この判決で裁判所が採用した基準も突出したものではない。一般に契約の解釈に外部証拠を利用する場合については外部証拠排除則は規制していないとされるが<sup>76</sup>、それでもなお外部証拠排除則及び「明白な意味のルール (Plain Meaning Rule)」に引きずられて、外部証拠が許容されるためにはまず書面の文言のみから曖昧さが発見されねばならないとの要件が付加される場合があった<sup>77</sup>。この判決はこうした処理

を明示的に否定したものであるが、これも別にカリフォルニア州に限ったものではない。例えばU.C.C. §2-202ではそのような要件を想定せずに、外部証拠を援用した契約解釈が認められている。

この判決は予備的に全ての証拠を検討することを求めつつ、最終的な証拠の取捨選択の段階では、文書から合理的に可能な (reasonably susceptible) 意味を証明するための証拠のみを許すとしている。このことは逆に言えば、契約書の文言から合理的に導き出すことのできない「意味」については主張・立証を許さない、ということである。これは契約書の「解釈」という作業に内在する限界だとも言えるが、同時に、文書を否認することを許さない、ということでもある。この事例は外部証拠排除則の適用はないとされる契約解釈の問題が、契約書の否認の問題と連続していることを示している。この判決は直接的には契約条項の解釈に関する判断であるが、解釈の限界を画するという形で、条項を否認するかどうかについて裏から判断基準を打ち出したものだと言えるだろう。

### 3 リーディングケースの整理

Traynor主席裁判官が就任以来、コービン流のリベラルなアプローチを採用してきたことは、特に契約の解釈と外部証拠との関係について指摘されている<sup>78</sup>。Masterson事件、Pacific Gas事件に、Delta Dynamics, Inc. v. Arioto事件<sup>79</sup>を加えた3判決は、現代のカリフォルニア州のその後のカリフォルニア州の外部証拠排除則を形成するものとして、以後の裁判所からも学界からも理解されている<sup>80</sup>。

ところで、これらの判決が打ち出した法について、先に第2次リストメントについて検討したことと重ねあわせてみよう。リストメントの外部証拠排除則は、契約書に統合があるかの発見の手続と、統合された契約書と外部証拠との間に条項の抵触があるかの発見の手續という、2段階の構造をしているのであった。Masterson事件は、専ら付隨合意の問題を扱うために、統合の発見の基準を提示したのであり、2段階ルールの第

1の段階について扱ったものであるといえる。そしてその基準の内容に関しても、契約書のみを見る基準を廃し、問題の外部証拠を検討することを義務付け、さらに取引を取り巻く事情を広く検討することを示唆しており、これは統合の発見のためにあらゆる証拠を検討することを要求するリストメントの態度と平仄が一致する。一方、Pacific Gas & Electric Co.事件の扱った契約解釈の局面における外部証拠の許容の基準は、解釈の限界を画するという形ではあるが、外部証拠によって契約書中の条項を否定しようとしているのか、契約書と外部証拠の間に条項の抵触はあるか、ということについてのものであるから、これはリストメントの2段階ルールでの第2の段階における基準であると言うことができる。結局、カリフォルニア州の判例法も、第2次リストメントと同様のルールではなかろうか、との仮説を立てることができる。

ところで、Delta Dynamics, Inc.事件を含めたこれら3判決は、その打ち出した基準は新しいものとは言えず、一般の情勢からさほど突出したものではないが、その事案との関係を見ると伝統的な外部証拠排除則よりもかなり緩やかに外部証拠を許容するものである。カリフォルニア州には外部証拠の提出への制限はほとんどなくなったと理解した論者もあり、また連邦裁判所がカリフォルニア州には外部証拠排除則は存在しないと述べた例すらある<sup>81</sup>。では果たしてそうなのであろうか。これらのリーディング・ケースはどのようなルールであると受け止められて参照・運用されているのか、次節以降ではMasterson事件以降のカリフォルニア州の外部証拠排除則に関する事件を検討する。

### 4 州最高裁判所でのその後の判決

とは言え、Masterson判決以降の州最高裁においては、外部証拠排除則に関して見るべき展開はあまりない。同裁判所において外部証拠の許容が争点となった事件はさほど多くなく、その全てが（少なくとも当事者の主張によれば）書面の内容

の解釈のために提出されている<sup>82</sup>。

## V 控訴裁判所での運用

本章では、カリフォルニア州の中間上訴裁判所である控訴裁判所 (Courts of Appeal) において Masterson v. Sine事件以後、外部証拠排除則がどのように運用されていったかを見ていく。以下では Masterson 事件を引用している判例を対象として<sup>83</sup>、前節では明らかにできなかった統合の認定の問題を中心に、Masterson 事件以後の状況を検討する。

ここで調査した68件の事件の内、外部証拠排除とは無関係の文脈で Masterson 事件を取り上げるなど、外部証拠の許容・排除が直接の争点とならなかったものを除くと、証拠を許容した事件が33件、排除した事件が25件である。これを年代別に表にすると次のようになる：

表A：Masterson v. Sineを引用するカリフォルニア州控訴裁判所の判決<sup>84</sup>

	許容	排除	合計
1968—70	8	6	16
1971—75	7	1	10
1976—80	7	3	13
1981—85	2	1	4(6)
1986—90	5	7	14
1991—95	4	6	10(12)
1996		1	1
計	33	25	68(72)

数のみを見て指摘できることは、少なからぬ数の事件で外部証拠排除則が問題とされ、実際に証拠が排除された事件も無視し得ぬ数存在することである。特に1980年代後半以降を見ると、外部証拠を許容した事件よりも排除した事件の方が多くなっている。これは以下に検討するルールの構造変化と関連があると考えられる。一部の論者の見解に反して、カリフォルニアにおいて外部証拠排除則が失われたとは言えない。しかも注意すべき

ことは、これらの事件が全て最高裁への上訴を認められていないことである。つまり最高裁は、これらの事件処理はカリフォルニア州法に従ったものである、少なくともカリフォルニア法からの致命的な逸脱ではない、と考えていることであり、以下に述べる外部証拠排除則の運用を承認していると考えられる。

以下、外部証拠排除則を運用している具体的な事件を検討して、運用の実態を明らかにする。

### 1 初期のリーディングケースの理解—Brawthen v. H & R Block, Inc.<sup>85</sup>

Masterson 判決の関係と Pacific Gas & Electric Co. 判決の関係について先に仮説的に整理したが、カリフォルニア州の裁判所自身はどのように理解したか。比較的初期の受け取り方を代表させて、1972年の Brawthen v. H. & R. Block, Inc. 事件を検討する。この事件では原告が統合の存在を攻撃し、成功した事例である。労働契約の終了が問題となった事件である。

#### (1) 事案と判断

被告は租税事務代行業者であり、1961年に原告はその支店の一つの支配人として雇われた。採用面談中、原告は被告の社長から「よい仕事をしている間は地位は保証される」旨聞いた。しかし後、「雇用規約 (Articles of Employment)」という被告が用意した書式が原告に提示され、その中には「この合意は [合意の日] より 2 年の期間続き、その後はいずれかの当事者が更新日の 90 日前に書面による終了告知をしない限り、1 年毎に自動的に更新される」<sup>86</sup> という条項が含まれていた。この条項を見た原告の妻の雇用保証に関する質問に対し、社長は「所定地域で良い仕事をしている限り、契約を終了しない」と答え、また「利益が出るようになるには 3 ~ 4 年かかるだろう」とも付け加えた。そこで原告は「雇用規約」に署名し、カリフォルニアで被告の支店としてビジネスを開始し、規模を拡大していった。被告はこの間の 1967 年、「良い仕事をし、会社の方針に従っている限り、

支配人は地位を心配する必要はない」旨の通達を出している。1968年1月、被告は原告に、原告のコミッショナを大幅に減らす新しい契約に署名することを求めたが、原告は拒絶した。1968年1月、被告は原告に1969年4月25日からの期の契約更新<sup>87</sup>は行わない、と通知した。そこで原告は雇用保証があったにも関わらず正当事由なく解雇されたとして不当解雇を主張し、損害賠償を請求して出訴したが、第一審が被告の訴訟終了申立(motion for nonsuit)を認めたため、上訴した。

カリフォルニア州第1地区控訴裁判所・Elkington裁判官は、関連する法典を概観した後、(当時から見て)新しい2つの判決、即ちPacific Gas & Electric Co.判決とMasterson判決が、同州の外部証拠排除則を発展させたと指摘する。本件では原告はその主張を契約書の文言に基づかせているのではなく、それ以前の口頭による雇用保証が主張されているのであるから、本件の問題がPacific Gas & Electric Co.事件の扱った契約解釈の問題ではない、と問題を整理する。そしてMasterson事件の準則を引用し、当該契約書が統合された合意であるかを判断するためには、当該書面が参考されることは当然であるが、これのみによって判断がなされてはならないのであって、問題の外部証拠を考慮せねばならず、また取引の状況・目的・性質なども同様に検討されねばならないとする。さらにMasterson事件を採用した基準を引用し、「『契約当事者と同様の状況に置かれたならば当然別個の合意としたであろうような合意』の外部証拠は許容される。しかし『当事者が確実に文書に含むであろうような追加的条項』であれば、その証拠は禁ぜられる」<sup>88</sup>とする。

そして具体的な事案との関係では、「雇用規約」が「曖昧ではない」として当事者間の口頭の交渉・合意が破棄されたとして、書面のみから統合を判断していると言える点で第一審は誤りであると判断した。さらにこの瑕疵にも関わらず訴訟終了を認められるかについて検討を加え、(1)原告は「良い仕事」をしていたと言えるだけの証拠があり、また(2)「雇用規約」には統合条項その他口頭合意

の明示の否認は含まれていない、(3)「雇用規約」は印刷された書式で、条項の追加や変更に適していない、(4)当初の数年は利益が出ないことが分かっているのだから、原告が終了条項の問題について言及し、それに対する社長の言を受け入れた可能性は高い、さらに(5)1967年の通達の存在、といった事情を指摘して、外部証拠の「信用性」は高いから、本件口頭合意は「当事者が確実に文書に含むであろうような追加的条項」ではなく、「契約当事者と同様の状況に置かれたならば当然別個の合意としたであろうような合意」である、と結論し、第一審を覆して差し戻した。

## (2) 検討

第一に指摘できることは、Masterson事件の扱った契約書の統合に関する問題と、Pacific Gas & Electric Co.事件の扱った契約書の解釈における外部証拠の利用の問題とを、明確に区別している点である。裁判所はこれらが「一見明確に見える契約書」に関する判断だとして共通性を指摘しながらも、両者の機能する局面が異なることを指摘している。両者がどのような関係に立つか、先に仮説として述べた「2段階ルール」として理解してよいかは明確に述べられていないが、仮説的理解の前提となる認識ではある<sup>89</sup>。

そして本件の問題へは統合問題としてMasterson判決のルールが適用されたのであるが、第一審が書面のみから統合の存在を判断した（と思われる）点について厳しい判断を下している。契約書の外見のみから統合を判断する古典的ルールが否定され、書面しか見ずに外部証拠の排除を決することが許されないとしているのはMasterson判決のミニマムの判示である。統合の判断に当たっての書面外の事情の審査の欠缺という手続的瑕疵は、記録からも容易に明らかにできる。書面の外観のみから証拠排除を決定する古典ルールが否定されたことが定着していることが分かる。

この後、差戻審で原告が勝訴したので今度は被告が控訴し、敗れている<sup>90</sup>。ここでの判断は、(a)統合の問題を裁判官が決定した後、陪審が再審査す

る必要はない、(b)「90日告知更新拒絶条項からは被告の更新拒絶権の制限を導くことはできない」との説示を裁判官が拒絶することは、争点が条項の追加であって解釈でない以上誤りでない、などというものである。この(a)の問題の検討に当たって、Brawthen第2判決のBrown裁判官は、外部証拠の許容・排除の決定の際の検討作業を、(1)文書自体が完全な合意を表現していると見えるかどうか、(2)主張されている口頭合意が書面を直截に否認するものか、(3)主張されている口頭合意が当然に別個の合意とされるようなものか、(4)外部証拠の提出は陪審を誤解に導きうるか、という形で特徴づけている。同判決はこの点直接の判断を行ったものではないから傍論であるが、以後の判例ではこれらの要素を検討して統合の判断を下していくものも多い。実際の所、本件の最大の影響はこの傍論だと言ってよい。第3節で検討する。

## 2 1980年代半ばの構造変化—Gerdlund v. Electronic Dispensers International<sup>91</sup>

Brawthen判決やHandley判決での各リーディングケースの理解が、その後どのように展開したのであろうか。やや時代が下ったGerdlund v. Electronic Dispensers International事件を検討する。

### (1) 事案と判断<sup>92</sup>

原告は被告メーカーの独立の営業代理店として、カリフォルニア他2州をテリトリとして1967年から70年まで働いた。続く3年間は被告に直接雇用された。1973年に独立の代理店に戻り、妻とパートナシップを組んでテリトリをさらに3州広げた。この代理店活動の基礎になっている契約の内、本件で問題となっているのは1975年1月1日付の「代理店契約 (Representative Agreement)」である。ここには「11. 有効期間：終了；この合意は、いずれかの当事者からの終了告知の30日後まで効力を有する。終了告知は何時でもいかなる理由であっても (for any reason) 行うことができる」とあり、さらに統合条項<sup>93</sup>が含まれていた。

1976年9月の会議の席上及び郵送で、被告は、原告を含む全ての代理店に、現行契約の終了と改定された手数料体系に基づく新契約の申込を通知した。しかし原告は新契約に満足できなかつたので、交渉を継続した。この間原告は営業を継続した。また被告側から仕事を失う虞はない、9月の終了は新契約への移行のための形式的なものだ、などの言質を引き出した。しかし交渉は決裂し、1976年11月19日、同日付けで代理店契約の終了を言い渡された。代理店として働いている間、原告は被告の社長から繰り返し、良い仕事をしている限りテリトリは彼らのものであると保証されていた。契約の初期において、原告は営業の基礎のためにかなりの投資をしていた。原告の働きは被告の西部諸州での売上げを増大させ、被告の売上げの約4分の1が原告の関与したものであった。

原告は、口頭合意・默示の信義則(implied covenant of good faith)の主張を組み込んで契約違反を主張した。第一審で被告は外部証拠排除を申し立てたが、裁判所はこれを斥けて原告勝訴の判断を下したので、被告が上訴した。

第6地区控訴裁判所・Brauer裁判官はこの判断を覆した。まず、外部証拠排除則の適用は2つの部分から成ると指摘する。問題の書面が、統合として、即ち当事者の合意の完全で最終の表現として意図されていて、付随合意の証拠を排除するかという問題(Masterson事件を引用)と、問題の合意からは証拠を提出する当事者の主張する意味が可能であるかという問題(Pacific Gas & Electric Co.事件を引用)である。そして外部証拠の許否の決定のためには、契約当時の当事者と同じ状況に裁判所を置くために、四囲の状況や主張されている外部合意そのものを含む、当事者の意図を証明するあらゆる証拠を予備的に考慮しなければならないが、第一審はこの手続に怠りはないとする。

統合問題に関しては、(1)本件文書が統合条項を含んでいることを重視している。Masterson事件の統合条項のみで統合を判断することはできないとの判示に関しては、同事件も書面と明白に矛盾する外部合意の立証までを許すものではないとす

る。「この理由は明らかである；当事者が同一の合意に2つの直截に矛盾する条項を統合することを意図したとは、合理的に推定できない。」<sup>94</sup>原告はBrawthen事件に依拠するが、本件ではBrawthen事件にはなかった統合条項がある。(2)さらに原告は被告の被用者として勤務中、契約書の起案に関わっており、附合契約との主張も認められない。(3)本件契約書はMasterson事件のような形式的なものではなく、6頁にわたり、両当事者の関係のほぼ全体をカヴァするものである。(4)さらにBrawthen事件との「最も重要な区別」として、本件契約書は「いかなる理由であっても」との条項を含み、よって終了に理由を要求する独立の付随合意の余地はなく、そうした追加的条項は11段(終了条項)に「確実に」含まれるであろうようなものである。以上の各要素を挙げて、本件契約書は統合されたものだとした。

「さらに…主張されている口頭合意は契約書の文言と完全に矛盾する。従って、終了事由に関して提出されている外部解釈は、仮に契約が統合でなかつたとしても、契約条項を変更するものであつて許容できない。」<sup>95</sup>そして条項の解釈のために外部証拠を利用しうるかについての検討に移る。まずPacific Gas & Electric Co.事件の「合理的に可能」基準を引用する。原告は「いかなる理由であっても (for any reason)」との文言は「いかなる正当な理由であっても (for any good reason)」ということを意味すべきだと主張するが、「いかなる理由」との語は包括的な理由のことであつて、「正当な」という意味を附加するのはその意味を完全に変更する、とする。この主張は契約解釈というよりは、契約書の文言の置換えであつて、Pacific Gas & Electric Co.ルールに従つてそうした証拠は排除されねばならないとした。

こうして控訴審は外部証拠を排除し、他の訴因も含めて原告敗訴とした。

## (2) 検討

本判決でもMasterson判決とPacific Gas & Electric Co.判決それぞれの基準がどのような局

面で適用されるかについて整理されている。そして、まず統合問題について判断して、契約書が統合された書面だから独立の付隨合意は認められず、しかる後解釈の問題としても原告主張の意味を契約書の条項から導くこともできない、との流れで判断が下されている。先にPacific Gas & Electric Co.判決が解釈の限界を画する形で外部証拠が契約書中の条項を否定しようとしているかの基準を打ち出したものだ、との仮説的理解を示したが、このように見ればこの判決は「統合の発見の手続→統合があれば、条項の抵触の有無の判断」と、2つの段階を踏んでルールが適用されているように見える。

しかし、ルール定立の部分ではルールの2重構造を指摘し、また大まかな流れはルールの2つの段階があるよう見えながら、両者の関係についての判示を検討すると、リストメント的理を示している訳ではないことが分かる。2つの「段階」の検討を接続している前掲の判示「さらに…主張されている口頭合意は契約書の文言と完全に矛盾する。従つて、終了事由に関して提出されている外部解釈は、仮に契約が統合でなかつたとしても、契約条項を変更するものであつて許容できない」という言い方は、「統合」ないし外部証拠排除則の効果が、一切の外部証拠を排除するものであると捉えていることを窺わせる。統合された契約であつてもPacific Gas & Electric Co.事件のテストを通れば、契約書を解釈する証拠として提出しうる、という捉え方はされていない。こうした理解に至る原因是、統合の判断要素として、前掲(4)の要素、文書と外部証拠との抵触それ自体を問題にすることにある。外部証拠が書面の文言と抵触するが故に書面が(少なくともその文言に関しては)統合されていると判断することになれば、当然外部証拠が証明しようとする意味は「合理的に不可能」であつて、当該外部証拠は解釈のためにも利用できない。リストメント的理における「矛盾する外部証拠を排除する」というルールの効果の部分の判断が、ここでは要件に取り込まれてしまっているので、要件が充足されればそ

れ以上の判断にわざらわざに、全ての外部証拠が排除される、との結論に達しうるのである。即ち本判決の外部証拠排除則の理解では、ルールの2層への分節が失われ、1段階のルールが現出するに至っているのである。そして、特に統合問題に関して、リストイメントで要求され、Masterson判決でも示唆されていた、あらゆる状況を勘案して当事者の最終的意思を探求する、という処理はなされていない。

### 3 統合問題の判断要素としての条項の抵触

Gerdland事件同様に、書面と外部証拠との抵触を、統合問題の（決定的な）判断要素としている裁判所は多数派と言ってよい<sup>96</sup>。特に本章の冒頭で述べたように、調査範囲の事件で1980年代半ばに外部証拠を排除した事件が許容した事件を上回ったのは、この構造変化によるものと考えられる。裁判所は契約書の他に提出されている外部証拠をも検討するが、これらを契約締結時の事情一般の中に位置付けた上で当事者の最終の意思がどのようなものであったかについて探求するという作業は行われていない。契約書と外部証拠とのそれぞの条項の関係、即ち両者の間に抵触があるかを判断の中心に据えて、抵触があれば契約書は「統合されている」として、外部証拠は排除されるとの結論を導き出している。

それではMasterson判決がこのように理解されるようになっていた変遷はどのようなものであるか。

第2次リストイメントは統合の判断にあたってあらゆる証拠を利用しうるとしている<sup>97</sup>。Masterson判決もまた、取引を取り巻く諸事情を勘案して当事者の意図の探求を行ったものだと言える。しかし、同判決は契約書のみから外部証拠の排除を決する基準は明確に廃したが、他に考慮すべき資料については、提出されている外部証拠自体の検討は義務的に要求されているが、その他の取引を取り巻く事情一般については、義務的なものではなく許容的なものとして挙げられているに過ぎない<sup>98</sup>。従って、裁判所が実際に行った作業を横に

置けば、取り敢えず外部証拠さえ考慮に入れれば Masterson判決の違反とは言えないことになる。

Brawthen第2判決では外部証拠の許容・排除の判断の際の考慮要素として、Masterson判決を引用して、次の4点が挙げられた：(1)文書自体が完全な合意を表現していると見えるかどうか、(2)主張されている口頭合意が書面を直截に否認するものか、(3)主張されている口頭合意が当然に別個の合意とされるようなものか、(4)外部証拠の提出は陪審を誤解に導きうるか。この内、(2)に関する Masterson判決での言及は次のようなものである：

〔外部証拠排除則を支える〕一つの政策（policy）は、書証は人間の記憶よりも正確だ、との仮定に基づいている〔引用〕。しかしこの政策は、書面と直接に矛盾する合意についての外部証拠を排除することによって十分に達成されうる<sup>99</sup>。

この判旨は矛盾する外部証拠の「排除」について論じられており、専ら統合の効果としての判示であって、統合の判断の際の考慮要素としては挙げられてはいない<sup>100</sup>、と理解すべきであるようと思われる。あるいはGerdlund判決はこの点に関して、Masterson判決から

「文書に規定がなく、その条項と矛盾しない事項に関する別個の口頭の合意の存在を証明するために」外部証拠が許容された…<sup>101</sup>

という部分を引用しているが、これは他の事件を引用したもの<sup>102</sup>であり、しかも書面のみから統合を判断する、古い法理が衰退していったことを記述するための引用であって、条項の抵触の禁止を積極的に論証するためのものではない。またルールの最終的結論について述べたものであるから、ルールの要件たる統合問題の判断に関して挙げられたものであるかも疑問である。

そもそもBrawthen第2判決の前掲判示は、統合についての判断を裁判所が決定した後に陪審がやり直すことができるか、という問題を判断するために、外部証拠の許否を決する際に裁判所が検討する問題をキャラクタライズしたものであつ

て<sup>103</sup>、これらを使って統合なり、(最終的な)外部証拠の許否なりを決したものではないから、傍論と言うべきものである。さらに、外部証拠の許容・排除の決定、即ち外部証拠排除則の、要件(統合)・効果全体の判断内容について述べられているから、条項の抵触が統合問題の判断要素とされている、とこの判示を読む必要はない。この判決にしろ、Masterson判決にしろ、条項の抵触はルールの効果の問題であり、要件たる統合の判断要素とはしていない、と読むことは十分に可能であるし、(コービン説に従うならば)理論的にもそのように理解するほうが素直である。

しかし、カリフォルニア州控訴裁判所はMasterson判決がそのようなルールを宣言したものとは理解していない。例えば、Mobil Oil Corp. v. Handleyは「Masterson v. Sine…以来の教科書的ルール(hornbook law)は次のようなものである：書面化された合意が『統合』されているか…は当事者の意思に依拠し、この意思は・書面を説明するが直截に否認しない、関連性のある証拠の考慮によって決定されねばならない」<sup>104</sup>と述べ、統合問題の判断の段階で既に書面と抵触する外部証拠が排除されるとしている。あるいは、Mobil Oil Corp. v. RossiはBrawthen第2判決の判示を、統合の判断要素に関するものとして読む：「外部証拠の問題とその前提論点たる統合に関する決定に当たって、裁判所は〔Brawthen第2判決の4点〕の要素を考慮せねばならない。」<sup>105</sup>さらにMalmstrom v. Kaiser Aluminum & Chemical Corp.は、直接Brawthen第2判決を引いて「主張されている口頭合意が許容可能かを決定するために裁判所が判断しなければならないのは〔Brawthen第2判決の4要素〕である」と論点を理解しているにも関わらず、その後には「これらの基準を適用して、我々はこの契約が統合されていると決定する」<sup>107</sup>と結論付ける。このように、Masterson判決及びBrawthen第2判決では(必ずしも)そのようなものとして構想されていなかつたにも関わらず、その後の展開においては、統合問題の判断において、条項の抵触それ自体を判断

要素としている。これはある意味 Masterson判決・Brawthen第2判決の「誤謬」と思われる。

もっともこうした判断を支持する状況もないではない。まず、先に検討したように Masterson判決自体いかなる政策判断に基づいて外部証拠排除則を基礎付けているか必ずしも明らかではない。また、Masterson判決のミニマムの判示からは、取り敢えず契約書の他に外部証拠を考慮に入れればルール違反とはならないのだから、書面と外部証拠との関係が判断の中心に据えられるることはありうる。また、Masterson事件とPacific Gas & Electric Co.事件との取り扱った問題が別々のものであることと理解し、関係付ける努力が試みられてきたことは前節までに指摘した通りだが、それでもやはりいずれも外部証拠排除則に関する、同時期のエポック・メイキングな先例であることから、両者を同一カテゴリのものとして捉えることから脱していないという事情もある。いずれにせよ一とえ「誤解」であるにせよ一条項の抵触を以って契約書の統合の判断を行う、というある一定のルールが定着していることは確かなのである。

しかし、こうした傾向に疑義を呈している判決もある。次の事件は、Masterson事件には口頭合意と書面との抵触が統合の程度を判断する要素だと述べた箇所ではなく、専ら効果として位置付けていることを指摘している。この事件を紹介する。

#### Esbensen v. Userware International, Inc.<sup>108</sup>

被告はコンピュータ関連サービスを提供する企業であり、幹部社員による口頭の合意で、原告をコンピュータ・プログラマとして雇った。翌年、原告の要求により契約は書面化されたが、それは期間を1年間に区切るものであった。この契約は以後2回同様の内容で更新されている。都合3回目の契約書が争点である。その第1段は、原告は「通常の週給として675ドルを受け取る；この額は年単位で改定される」と規定する。「通常の」と言うのはこれとは別に、原告には開発したソフトウェアの売上の10%のコミッションが支払われる

ことによる。第3段は「契約期間；この合意は1981年6月1日に発効し、1年間有効である；但し、以下の規定によりそれより早い時期に終了されうる」、第5段は「終了；この合意はいずれの当事者によつても2週間前に書面により相手方に通知することにより終了しうる。いかなる理由により終了された場合でも、終了の発効する日に全ての給与は終了する。[被告]は終了の発効する日から180日間、…コミッショナの支払を継続する」と規定していた。この契約期間中、被告は原告を解雇したので、本件訴訟に至った。

原告は、被告幹部社員がしかるべき仕事をしている間は1年期限の契約は継続的に更新されると言つた、故に正当事由がなければ解雇されないと主張した。この主張に対して被告は証拠排除を申し立て、第一審はこれを認めて、原告に不利に判断した<sup>109</sup>ので、原告が上訴した。

被告の証拠排除の主張は3種類に分かれる：(a)第5段の終了条項は時期・理由に制限のない契約終了を認めており、原告は矛盾する条項を主張している、(b)契約書は最終・完全・排他的な合意であつて外部証拠を禁ずる、(c)契約期間を1年間に限っている第4段は、少なくとも期間末にはあらゆる理由での更新拒絶を認めないと無意味になつてしまふから、原告の主張は契約書のこの規定と矛盾する。

第4地区控訴裁判所・Wiener裁判官は原告の主張を認めて第一審を覆した。まず(a)については、被告の依拠する「いかなる理由でも」という文言は被告の給与・コミッショナ支払義務に関する規定についてのみコントロールするものであり、終了自体の問題については触れておらず、正当事由の必要性の有無については契約書は沈黙しているとする。(b)の統合問題に関しては、その決定は当事者の意思に基づかねばならず、決定的な要素は主張されている口頭合意の性質であり、証拠排除のためには少なくともそうした口頭合意が書面から「当然に」除外されるようなものではないということを認定せねばならない、とする。事案の判断に当たっては、(1)統合条項がないこと、(2)終了

事由に関する規定がないこと、(3)両当事者とも法律的には素人であることといった要素を指摘して、本件契約書は部分的統合に過ぎない、とした。さらに(c)については、継続的更新の口頭合意も、年単位の給与の改定も規定されていることから1年間の期限を無意味なものにしない解釈も可能であり矛盾はない、と判示している。

この(b)の判断でルールを定立する際に、裁判所は注を付して、控訴裁判所の一般的な傾向に疑問を呈している<sup>110</sup>。即ち、統合問題の判断にあたつて契約書と外部証拠との条項の抵触を問題にするのはBrawthen第2判決から始まるが、その引用するMasterson判決は契約書を否認する外部証拠は排除されると述べているのであって、書面と外部証拠との条項の抵触は統合問題の判断に無関係であるとする<sup>111</sup>。

それでは事案処理の実際はどうか。(b)(1)の指摘は完全な統合の意思が明示されていないから完全な統合がない可能性があり、さらに条項の一部について書面に含まれていないから、部分的統合だ、との思考過程であろう。しかし、追加的条項の主張が統合条項と抵触する、という形の判断を示す他の事件の処理<sup>112</sup>を考え合わせると、書面と外部証拠との条項の抵触は統合判断の要素ではないことを議論しながら、(3)を除くと、(1)・(2)さらには(a)・(c)と指摘されている事情は結局、書面と外部合意とが抵触しない、ということである。(a)・(c)について判断されねばならないのは、本件をそもそも統合のない事案だ、とはせずに、部分的統合の事件として処理したからであるが、部分的統合を発見した後に検討されている(c)はともかく、(a)は部分的統合について言及する前に検討されており、そもそも統合がないから抵触は問題にならない、というアプローチは採られていない。本件とて条項の抵触を発見して統合問題を否定的に判断する他の事件と平仄の合わないことを言つてゐるのである。

#### 4 カリフォルニアの外部証拠排除則の基づく政策

コービンによる外部証拠排除則の意思主義的な基礎付けからは、そうしたルールが独立に存在して外部証拠を排除すると考えるのではなく、当事者の最終的意志を探求していくことが裁判所のなすべき作業であり、外部証拠が排除されるいうことは単に最終の意思ではないということであった。そして例えば第2次リストメントの外部証拠排除則は、この基礎付けに沿った構造をしている。即ち「統合」の発見の段階ではあらゆる証拠を利用できるとされているが、「統合」とは合意の最終性と定義されており、結局あらゆる証拠を利用して最終の意志を探求していくことになる。そしてそうした最終の意志が発見されて初めて、それがどの範囲の先行合意を、(条項の抵触という形で默示的であるにせよ) 変更したかが検討されることになる。

しかし本章で検討してきたように、現在カリフォルニア州で定着している処理はそのようなものではない。条項が抵触していることそれ自体を以って、「契約書が統合されている」との結論が導かれている。見方を変えれば、統合の発見が外部証拠の排除という結論に直結しているのだから、この文脈での「統合」が、コービンや第2次リストメントのそれとは、異なった概念として理解されている、と整理することも可能であろう。しかしながら、「統合」が当事者の意思の問題であることはMasterson判決以来繰り返し指摘されており、そのようには言い難い。

ところで、コービン・第2次リストメント版の外部証拠排除則で「書面の統合が発見されなかった」場合、その法的效果はどうなるか。それは、書面の条項を否認することが許される、ということである。では書面の条項を否認することが許される、というのはどういうことか。契約書と、書面の条項と矛盾する外部合意の証拠の双方を、事実認定者に提示し、両者を含めた全証拠を考慮した上で当該事項に関する権利義務関係について事実認定を行い、その認定が書面の条項とは矛盾

するものになっても構わない、ということである。しかし、調査対象のカリフォルニア州の判例で、このように条項の抵触があるにも関わらず書面の統合がないとして書面・外部証拠双方を事実認定者に委ねる処理を行った事件は発見できなかった。外部証拠を許容した事件は、本稿で取り上げているBrawthen事件にせよEsbensen事件にせよ、外部証拠を許容したのはそれ自体が書面に反していないことが指摘された上のことである<sup>113</sup>。契約書と抵触する外部証拠は事実認定者には委ねない、というポリシーは一貫している。

現実の最終的意志を発見するためには、利用しうる証拠は全て考慮する必要があろう。契約書の存在そのものが利用しうる証拠を限定するカリフォルニア州の外部証拠排除則は、(少なくとも純粹な意味での) 意思主義的正当化はなし得ない。このように意思主義が採られていないことがより先鋭的に表れている例として、約束的詐欺(promissory fraud) の主張と外部証拠排除則の関係が問題となった事件を示す。

#### 約束的詐欺

一般に、契約の不存在に関する立証活動については外部証拠排除則は適用されず、外部証拠による立証活動は許されるとされている<sup>114</sup>。詐欺もまた契約取消を主張しうる訴因であるが、カリフォルニア州法は詐欺の立証に対し制限的な態度を取っている。Bank of America Nat'l Trust & Sav. Ass'n v. Pendergrassがこの点に関する先例であり、曰く：「書面の無効をもたらす詐欺についての外部証拠を許容するルールに関する我々の概念は、何らかの独立の事実・表示、文書の取得における欺罔もしくはその使用に関する信頼の違反を立証しようとするものでなければならず、書面上の約束と全く矛盾する約束を証明することではない。」<sup>115</sup>調査範囲の判例でもPendergrassルールに従って判断された事件が数件ある<sup>116</sup>。そこからPrice v. Wells Fargo Bank事件<sup>117</sup>を例に問題を示す。

Price事件は融資に関するトラブルであるが、外

部証拠排除則と約束的詐欺について正面から争われたのはその一部の融資についてである。原告は移動住宅を購入するための融資を求めていた。Bank of Americaは利率13%での融資を申し出たが、これに対して被告銀行の融資担当者は「Bank of Americaよりも良い利率での」融資を約束した。そこで原告は融資を申し込んだが、被告に差し入れるための約束手形に署名する段になって、13%よりも高い利率であることを発見した。しかしこの時にはもうBank of Americaは13%での融資に応じず、このため被告提示の利率を呑まざるを得なかつた。

これに対する第1地区控訴裁判所・Newsom裁判官の応答は、まずPendergrass事件などを引用した上で、Pendergrassルールに対する批判が強いことも認める<sup>118</sup>。しかしMasterson事件・Pacific Gas & Electric Co.事件等外部証拠排除則を大きく変えた判決も、Pendergrassルールとは間接的な関連性を有するに過ぎず、これを覆したものではない、と理解する。さらに、十分に弁護可能な政策判断があるとする。即ち、約束的詐欺の主張と外部証拠排除則とは論理的には両立しうるが、実際に広く約束的詐欺の主張・立証を認めれば、契約条項に関する紛争が容易に詐欺／不法行為の訴訟に転化してしまう。そして「決して論理的に不可避の結論ではないが」、「Pendergrass事件で最高裁は、[約束的詐欺よりも]外部証拠排除則を支える政策を優先した。」「これは最高裁のみが再考すべき合理的な政策判断である。」

このPendergrassルールは「本件に容易に適用しうる。」即ち、本件約束手形は統合された合意でこれに対する反論はない。主張されている被告の約束は、書面と同時の口頭合意であって、書面の合意の利率と矛盾する、とする。

カリフォルニア州法の態度は、いったん書面化したものについては極めて強い拘束力を認めている。契約の本質が意思にあり、契約書は意思の探求のための手がかりに過ぎない、というようなアプローチは採られていない。書面に効力を付すの

が意思であるにしても、いったん成立した書面は極めて大きな自律性を獲得する。

このように外部証拠排除則を（コービンがしたように）意思主義的には基礎付けることはできない。それではいかなる正当化が可能であろうか、少なくともどのような機能を果たしていると言えるであろうか。このルールがどのような当事者にどのようなサンクションを課しているかを整理してみよう。

最終の契約書が存在する状態で先行合意が主張されるのは、最終の書面が契約上の権利・義務を適切に反映していないと感じる当事者が存在しているからである。こうした当事者がどのような者かと言えば、自らに有利な先行合意を最終の書面に盛り込むことに失敗した者である。これに対して裁判所が最終の書面を優先する態度で対応するというのは、こうした当事者に、先行合意とは異なる契約書が書かれた以上問題を蒸し返すことは許さない、というサンクションを課していることになる。約束的詐欺での「被欺罔者」が、契約書に反する先行約束の主張を許されないのも、統合問題でのこの政策判断の延長線上にあるものと言えよう（「何故以前の言明と違うにも関わらず契約書に署名するのか？」）。

逆に裁判所が外部証拠を許容するのは、主張される外部合意と契約書の条項とが正面から抵触しないからである。従って、仮に、問題となっている事項について自ら望むような形で書面へ明確に規定すれば、外部合意の主張を封じることができたはずである。外部証拠排除を主張したが失敗した当事者がそのようなサンクションを課されるのは、自らの望む条項を明確に規定しなかった、という事情があるからである。関連して注目されるのは、Gerdlund事件がそうであったように、「確実な包含」基準が条項の抵触の判断と結合している点である<sup>119</sup>。書面上の条項と抵触する先行合意が主張されたとしたら、その先行合意は確かに「書面に確実に包含されるであろう」事項である。その事柄については実際に書面に包含されているのである。裁判所は、確実に契約書に書き込むこと

が可能であったのに、そうしなかった当事者にサンクションを課している。

結局、裁判所は、外部証拠排除という形であれ、許容という形であれ、自らの望む条項を契約書中に書き込まなかった当事者に対して制裁を課している。もっとも後者のサンクションは前者よりも軽い。外部証拠排除に失敗した当事者にも、外部証拠を考慮に入れた上の事実認定として、そのような先行合意が結ばれていない、あるいは先行合意があったとしてもその条項が発動しているない<sup>120</sup>、という形でまだ争う余地がある<sup>121</sup>。その条項を盛り込まなかったのは外部証拠排除を主張する側のみならず許容を主張する当事者も同様なのであるから、後者が有利になる度合いもそれだけ狭まるというものである。結局の所、このルールによって裁判所は、外部証拠排除という形であれ、許容という形であれ、自らの望む条項を契約書中に盛り込まなかった当事者に対して制裁を課し、自らの望む条項は契約書へ盛り込め、そのようにすれば恩典を与えるというメッセージを発している。

では裁判所がそのような政策を採っているのは何故であろうか。まず、契約書のドラフティングを促進し、契約上の権利・義務をより明確化する、という考慮を挙げることができる。条項の抵触を発見する基準である*reasonably susceptible*基準自体はかなり緩やかな基準であることから、外部証拠排除に失敗した、つまり許容された場合により顕著であるが、このヴァージョンのルールの恩典を受けたい場合には、自らの望む事項を正確に表現し、相手方の主張を的確に封じができるような精密なドラフティングが要求される。単に契約書に盛り込まれてさえいればそれが全てをコントロールする、という性質のものではない。十分に練り込まれた契約書だけが保護を受け得るのである。では何故書面化を促進しようとするのか。一つには、書面化を促進することで契約交渉そのものの促進を図り、両当事者の意思に基づく契約関係を内実のあるものとしようとしているのではないかろうかと考えられる。裁判所の態度が「真

の意思」の探求を求めるコービン流の態度を探っていないことからすると、これは逆説的に聞こえるかもしれない。しかし、書面という形で契約交渉の成果をまとめるということは、単に将来のために記録／証拠を残すということのみならず、契約交渉における相互の提案・暫定合意を振り返ることを強いる。満足できる結果であればそれでよし、未だ不満な点があれば相手方へのさらなる働きかけを試みることになる。双方が満足できる事項に関しては書面へ盛り込まれるであろうし、書面化はある条項を明確に表現することによりそれに対応する「意思」も自覚せざるを得ないから、少なくともその条項に対応する「意思」は確保され、仮にその条項について不満であるにも関わらず書面化を許す当事者は不利な条件に縛られるリスクを冒すのである。逆に書面へ盛り込まれない条項というのは、あるものは一方ないし双方当事者が不満なため書面化できなかつた事項であろうし、あるいは他はそもそも両当事者が想定しなかつた事項であろう。いずれにせよ両当事者が最終的合意に達しなかつた事項であり、これを事前合意を手掛かりにして補充することに問題はない。裁判の場から契約を眺めて「『真の意思』を探求しない」と言うと問題が大きいように思われるが、契約形成過程から眺めるとむしろ意思を確保する手段となるのである。

あるいは裁判所による書面化の誘導とは逆方向の理解として、ビジネス界の多数派は通常最終の成果を書面に作成するということから、裁判所はその行動を基準として法を宣言している、と考えることもできる。無論ビジネス界の現実はそのようなものではないとの指摘もあり<sup>122</sup>、実証的研究を積み重ねていかねば「ビジネス界の現実」は分からない。しかし、裁判所（あるいは法律家<sup>123</sup>）がビジネスにおいては契約関係を書面化することが通常であろうと認識ないし期待している、とまでは言えるのではなかろうか。勿論、多数派がそのような様式に従って行動しているからと言って、そのような様式に従うことを好まない当事者もそれに従うことを強制されるものではない。しかし

標準的なものとは違う関係を当事者間で創設することは契約法の基本的な機能であって、外部証拠排除則との関係でもそのような「通常」とは異なる関係を形成することは容易にできる。仮に書面を作成したとしても、それが統合されたものではないとすればよい<sup>124</sup>のである。実際、調査範囲の事件の中にも、一部の事項について契約書外の合意が存在することを規定していた事件もある<sup>125</sup>。

## 5 統合条項

統合問題を判断する際の他の考慮要素について、2点付言しておく。第1は統合条項の取扱いについてである。

Gerdlund事件では統合条項の存在と、書面・外部証拠間の条項の抵触とが補完しあって統合が認定された。同事件は基準の基礎付けのレベルでは両者を結合することを暗示している。即ち「当事者が同一の合意に2つの直截に矛盾する条項を統合することを意図したとは、合理的に推定できない」と判示され、「条項の抵触があればいずれかしか統合され得ない；故に統合の意思表示としての統合条項の存在する書面は、存在しない他方（外部証拠による付隨合意）に優先する」との思考を示している。しかし、具体的適用の局面では両者は他要素と共に並立するファクタであると位置付けられた。

しかし、例えばMalmstrom v. Kaiser Aluminum & Chemical Corp.事件<sup>126</sup>では、統合条項の存在そのものが外部証拠の提出と抵触するとされている。「この合意は、雇用者・被用者間の全ての以前の合意を破棄し、…」という条項が、採用面接での雇用者側の言質を利用することを妨げている。統合条項と言っても様々な書き方があろうが、この事件の条項は先行合意の存在を正面から否定することで、これだけで事件を決するだけの力があった。

Masterson事件は統合条項そのものが統合問題に一定の決定力を持つことを承認しつつも、それのみから判断を下すことを戒めている。これに対しMalmstrom事件のような判断枠組からは、統合

条項に、条項の抵触を統合の判断要素とする発想が結合することで、結局統合条項そのものが自動的に統合問題の判断を決することになりうる。条項の抵触を以て統合問題を決するアプローチは定着していることに鑑みると、統合条項の決定力はかなり大きいものになる。調査範囲の事件では統合条項そのものを攻撃した事件は見当たらなかったが、仮に統合条項自体への攻撃が試みられた場合において、約束的詐欺のように「最終のものとする意思はなかった」と主張するだけではその主張は認められないという判断がなされるならば、結局「文書の外観」ルールへの回帰ともなる。

しかし統合条項を挿入しても全く効果がない場合もある。例えばMcLain v. Great American Ins. Co.事件<sup>127</sup>の「私は、何時でも〔被告〕により、理由・告知の有無に関わらず、雇用の条項・条件が変更されうることを了解し同意します。私は、〔被告〕の代理人には、特定の勤務期間について合意し、その他〔この書類の他の条項〕に反する合意をする権限がないことを了解します」という条項は、後半はMalmstrom事件とほとんど同じであるにも関わらず、前半部分が条項が変更されることが予定されている規定だとして、外部証拠許容の結論が支持されている。統合条項の起草の巧拙が判断を分けたと言える。

一方、統合条項のなかったことが明らかに指摘されている事件としては、例えばBrawthen事件では外部証拠が許容された。しかし統合条項がなくとも外部証拠による追加を認めなかった事件もある<sup>128</sup>。いずれの事件も取引を取り巻く様々な事情を挙げて統合判断を行っており、統合条項がない場合、統合ありとの結論にせよ、なしとの結論にせよ、判断において裁判所の負担が増していることが窺われる。

## 6 文書の形態・当事者の力関係

他に統合問題の判断の際にしばしば援用される考慮要素について、文書の形態及び当事者間の関係がある。これらの要素はMasterson事件でも重

視された事情である。即ち、同事件では(1)問題の文書が不動産譲渡証書であって形式性が要求される文書であるから、条項の追加に適さない、とされ、あるいは(2)不動産取引には素人の当事者による家族間の譲渡であることが指摘された。これらの要素は、現実にそのような（外部）合意が存在したか、という事実を推認する材料だと言うことができ、こうした事情に基づいて統合問題を判断することは、コービン的「真の意思」論との親和性を有するものである<sup>129</sup>。判文に表れるのは専ら結論を支持する事情であるから注意は必要ではあるが、カリフォルニア州法は、条項の抵触を統合判断の中心に据えることでその政策目的を推進しつつ、これらの事情を援用することで実際の事件処理の妥当性とのバランスを図ろうとしているようと思われる。

### (1) 文書の形態

控訴裁判所での運用で文書の形態がどのように考慮されているかを、本稿で紹介した判例を中心に振り返ってみる。外部証拠を許容した事件としては、Brawthen事件では、「雇用規約」が印刷されて用意されている書式であり、条項の追加・変更に適していないと指摘されている。McLain事件では採用申請書が問題となったが、これは2頁の標準書式であり、原告の地位や報酬を特定するものではなく、末尾には「会社用(For Company Use Only)」と記載されていた。

外部証拠を排除した事件としては、Gerdlund事件では6頁にわたる、当事者の関係を包括的に含む契約書であると指摘された。Marani v. Jackson事件の契約書は（「わずか」）2頁の業界標準書式だが、争点となった手数料表は別に添付されたもので条項の追加は容易だとされた。Malmstrom事件での雇用に関する合意書は1頁である。

外部証拠が許容された事件に関しては、簡易な標準書式であることが共通している。「文書が形式的」である、との意味が問題であるが、裁判所がイメージしている契約モデルが、両当事者が詳細に条項を詰めていってそれをどんどん契約

書へ盛り込んでいく、というものであると思われることから、文書が長く内容の網羅的だという点が、最終的合意であることを示していると評価され易いのであろう。契約関係にあることの外形を示すためにのみ使用される書面については、それは「形式的」なものであって真の「契約書」ではなく、外部証拠排除則で保護すべきようなものではないとされているようである<sup>130</sup>。

とは言え外部証拠を排除した事件と併せてみるとそう単純ではない。こちらには、(1)契約書が大規模・詳細・包括的であることを指摘する場合、(2)標準書式だが分量は少ないものの場合の2つのパターンがある。外部証拠排除則における政策目的について、交渉の促進という仮説からすると、(1)の契約書は実際に交渉が詳細に行われ、その成果が書面化されたことを示すものであり、こうした文書が外部証拠を排除するのは当然であり、典型例となる<sup>131</sup>。これに対して(2)はどうか。前述のような意味で「形式的」な書面の典型にも思える。しかし、分量は少なく、読むのは容易<sup>132</sup>であるから、約款であっても問題の条項に対する書式を提示された側の意思の確保がなされている蓋然性は高いと言える。(2)の事情だけでは統合の判断には消極的にならざるを得ないかもしれないが、条項の抵触があるという事情と結合すれば、むしろ妥当な結論を導き出しているとは言えるかも知れない。

### (2) 当事者間の力関係

交渉が詳細に行われたかは、両当事者のビジネスへの熟達によって基礎付けられる。この点、Childres・Spitz両教授は、各当事者の専門性とその関係が外部証拠排除則の適用に影響を与えていることを指摘している<sup>133</sup>。同論文では、契約を3類型に分ける。(1)フォーマルな契約、(2)インフォーマルな契約、(3)交渉力の濫用を伴う契約、である。(1)はビジネスの経験と知識を持った当事者同士が、対等かつ詳細に交渉を行った契約、(2)は素人同士の契約、(3)は附合契約・非良心的な契約など交渉力格差を伴う契約である。そして外部証拠排除則

を適用した判例149件を分析して、(1)ではルールは遵守されているのに対して、(2)ではルールは無視ないし迂回されており、(3)の類型でも交渉力において弱者の側は不利に取り扱われたことの証明を許される、としている。そして両教授は、統一的な外部証拠排除則を構想するよりは、両当事者の地位(status)に応じて分析した方がより適切に判例法を説明できるとしている。

本稿の調査ではこうした場合分けを直接利用して分類することは試みなかったが、裁判所はしばしば両当事者の関係を書面の成立・統合の認定・法理の適用に当たって考慮している。Tahoe Nat'l Bank事件<sup>134</sup>では、書式を用意した銀行の側が外部証拠を追加して書面の内容を拡張することを認めなかつた。控訴裁判所に目を転じても、例えば Salyer Grain & Milling Co.事件<sup>135</sup>は統合を認定する判断の際に、両当事者が経験豊富な実業家であつて書面の効果を知っていると言える、として外部証拠を排除した。Gerdlund事件では原告代理人自身が被告に直接勤務していた期間に代理店契約の標準書式の作成に関与していたという事情が指摘されている。逆に外部証拠を許容した事件では、Esbensen判決は「法律問題に洗練されておらず、弁護士にも助言されていない小企業の企業家とコンピュータ・プログラマが、不明瞭な点を話し合い、口頭でそれを解決したであろうと考えることは、不自然ではない」<sup>136</sup>と述べて外部証拠を許容している。

しかしながら両当事者間に交渉力格差のある典型例、労働関係においてはどうか。Esbensen事件も労働契約の問題であり、Gerdlund事件も広くとすればそうだが、労働者側に不利に判断する場合のみならず、有利に判断する場合でも考慮はされていない<sup>137</sup>。さらにはChildres・Spitzの分類に従えば交渉力濫用の典型と思われるPrice事件では、借手の（約束的）詐欺の主張を認めなかつた。

精密なドラフティングを理想とする契約モデルでは、対等で自分たちの関係の隅々まで考慮できるほどに経験・能力のある当事者が想定されている。従ってChildres・Spitzの指摘は、こうしたモ

デルを支える前提条件がなくなれば、こうしたモデルに基づくルールも適用されない、という主張である。しかし、カリフォルニア州法の態度は、当事者の力関係がどのように考慮されるかについて十分に一貫性を以つて説明できない。

ただ、より限定した結論としては、外部証拠許容のために当事者間の関係に言及されることは少なく<sup>138</sup>、証拠排除の際に言及されることが多いことを指摘できる。これは、Masterson事件がオーネリティであることの結果であり、同事件では当事者が素人であることから外部証拠を許容したが、これと区別をする必要があるからである。

#### IV 結びにかえて

Delta Dynamics, Inc.判決において、Mosk裁判官はその反対意見の中で次のように述べた：

再びこの裁判所〔カリフォルニア州最高裁〕は外部証拠排除則を骨抜きにする方向へ進んだ。…文書への署名より前あるいは同時のあらゆる討議と会話についての証言を考慮することには本質的に害はなく、社会的効用をもたらす局面があるだろう、と主張できるかもしれない。しかし問題は、将来の攻撃に耐えうる文書を用意するよう依頼された弁護士へと移る。有能な弁護士がついた2人の経験豊かなビジネスマンが詳細な交渉を行つても、近時展開した証拠法の下では、裁判所での予見可能な結果をもたらす契約書を起草することは、ほとんど不可能となってしまった<sup>139</sup>。…

その四半世紀後、第2地区控訴裁判所のCrosskey裁判官はBanco do Brasil, S.A. v. Latian, Inc.判決<sup>140</sup>において、外部証拠排除に関する検討の最後にわざわざ「我々はこの検討を一般的コメントなしに終わることができない」と切り出して次のように述べた：

…カリフォルニアでは契約の当事者は、特定の法的関係を十分かつ完全に規定する書面を起草することができない、といういくつかの機会に表明された懸念を、我々は共有しない。…市民の行動の法的確実性と合理的予見可能性という

目標が達成不可能であると示唆するのではなく、これらへと貢献することが、司法機能の本體である。ビジネスや商取引の当事者は、その法的関係の性質と範囲についての彼らの意図を明確に表現し、そしてその表示に依拠することができるべきである。全ての了解が特定の書面へと示されていることに当事者が同意したのならば、彼らは双方とも合意された条項を受け入れる権利を有し、義務を負う。明確・明瞭な統合された合意が、ゲームの最後に結果を好まない側の口頭の修正主義的な要求によって無意味となることを、裁判所は許すことはできない<sup>141</sup>。

本稿では、契約内容の確定に関するルールから、英米法に特有な外部証拠排除則を取り上げ、そのカリフォルニア州における運用を検討した。同州ではMasterson v. Sineという、特にその事件処理から見ると、廃止と見る論者も出るほどに同ルールを制限的に解した先例があり、同年のPacific Gas & Electric Co. v. G.W. Thomas Drayage & Rigging Co.などとあいまって、同州法での外部証拠排除則のあり方はかなり限定的なものであると予想された。しかしながらその後の控訴裁判所レベルでの受け取り方は、これらの判例がオーバーソリティとして法理をコントロールしていることは宣言しつつ、これらの事件、特に前者が必ずしも判断の中心として据えたものではない判示を取り上げて、強力にルールを運用していった<sup>142</sup>。特に、書面と外部証拠との抵触が許容／排除の判断の中心に据えられていること、統合条項のウェイトが重いことは、裁判所が契約書を保護するという姿勢、ひいては契約書のドラフティングを促進する態度あるいはビジネス界での通常の行為者は詳細なドラフティングをするものとのイメージを示している。無論このルールを批判する側は、外部証拠排除則は現実にはドラフティングを促進してはいないと主張するのであるが、しかしながら裁判所が契約書は詳細・包括的に起草されるべきだとモデルを示し続けていることの意味は大きい。

米国人が契約関係に入る際の一般的な態度としては、ほとんど起こりそうもないリスクの配分まで徹底的に検討して、曖昧な部分を極力残さないことを理想とし、これに伴って契約書もしばしば詳細な条項を数多く含む大部のものになる、との指摘は日米の学界・我が国ビジネス界からしばしば指摘されてきた。本稿は1つの実定法ルールの検討であったが、こうしたしばしば言われるがその根拠を示すのは難しい言説に対して、具体的な論証の1つを与えることができたのではないかと考えている。

## 注

- 1 例えば、川島武宣『日本人の法意識』（岩波書店／岩波新書、1967年）115—17頁；田中斎治・上野幹夫『契約文章読本』（東京布井出版、1993年）第1章。アメリカでの自己イメージを示すものとして、2 E. Allan Farnsworth, *Farnsworth on Contracts* §7.1 (1990) [hereinafter cited as Farnsworth on Contracts].
- 2 例えば、我妻栄『民法講義債権各論上』（岩波書店、1954年）29頁。
- 3 いわゆる例文解釈が、実質的には裁判所による修正的解釈である、という点は置いておく。本稿の関心からは、契約書に含まれる条項からの逸脱が許容されうる、という点それ自体が重要である。
- 4 2 Farnsworth on Contracts §7.1, at 190.
- 5 Id. §7.1, at 191.
- 6 大陸法系の典型契約はその最たるものであろう。日本民法549条以下。
- 7 例えば、川島前掲注1；田中・上野前掲注1・特に第1章・3章。
- 8 2 Farnsworth on Contracts §7.1, at 190-91. 田中・上野前掲注1。樋口範雄『アメリカ契約法』（弘文堂、1994年）5—15頁。
- 9 パラダイムであるということは、現実にそうであるということまでは含意しない。現実にはそうではないという実証的研究もある（e.g., Stewart Macaulay, *Non-Contractual Relations in Business: A Preliminary Study*, 28 American Socio-

logical Rev. 55 (1963))。本稿では、アメリカ人の多数派が契約書を取り交わすことが原則だと理解して（行動して）いるという意味で「パラダイムである」として以後検討を進める。

10 3 Arthur L. Corbin, Corbin on Contracts §573, at 357 (rev. ed. 1960) [hereinafter cited as Corbin on Contracts].

11 例えば、及川光明「口頭証拠の法則について」亜法14巻2号24頁(1980年);田中・上野・前掲注1, 27頁。

12 原語でも、ルールの対象となる証拠は“*parol evidence*”と呼ばれて、この語がしばしば証言のみならず書証についても使用されるが、“*parol*”という単語の持つ「口頭の」という意味を嫌ってか、かわりに“*extrinsic evidence*”「外部証拠」と呼ばれることも多い。See, e.g., U.C.C. §2-202.

13 E.g., West's Ann. Civ. Code of California § 1625, Notes 8-16.

14 外部証拠排除則は契約書のみならず、不動産譲渡証書／捺印証書(deed)・遺言(will)・信託証書(trust deed)なども対象とする。E.g., *In re estate of Russell*, infra note 82(遺言の解釈に関する事案)。ルールの出現当初においてはこれらの書面は一括して取り扱われており、このことは本文で言う証拠法的アプローチからは適切に説明できる。しかし、後述のように契約書に関して実体法的アプローチが前面に出てくれば、単独行為である遺言などと統一的に理解することは単純にはできない。本稿では狭義の契約書の他、形式的には単独行為である譲渡証書などに関しても取引の一環として成立したものであれば検討対象とするが、それ以外の書面に関する外部証拠排除則については直接の対象とはしない。

15 2 Farnsworth on Contracts §7.2, at 194; John Edward Murray, Jr., Murray on Contracts §82, at 376 (3d ed. 1990) [hereinafter cited as Murray on Contracts]. See also *Masterson v. Sine*, infra note 54, 436 P. 2d at 564.

16 Charles T. McCormick, The Parol Evidence Rule as a Procedural Device for Control of the

Jury, 41 Yale L.J. 365 (1932), reprinted in C. McCormick, Law of Evidence §210 (1954).

17 2 Farnsworth on Contracts §7.2, at 194.

18 Id. 外部証拠排除則が実体法上のルールであるとされることにより、具体的な結論にも次のような差異が表れる。第一に、証拠法上のルールであれば、問題となる証拠が提出された場合に反対当事者は適切な時機(基本的には直後)に異議を述べなければ以後この点を争えなくなるのに対し、外部証拠排除則が実体法上のルールであることにより、このような制限はなくなり、上訴審で初めてこれを援用することもできる。See *Tahoe National Bank v. Phillips*, infra note 82. また、州際事件の準拠法を定める場合には手続法ではなく実体法として抵触法を適用し、特に連邦裁判所で裁判が行われる場合でも、連邦法(Federal Rules of Evidence)ではなく、(抵触法の定める)州法のルールが適用される。*Murray on Contracts* §82, at 377.

19 「法律行為の創設」。4 Samuel Williston, A Treatise on the Law of Contracts §632, at 976 (W.H.E. Jaeger ed., 3d ed., 1961). 「真の意思が法的に重要なのであれば、その意思に関する証拠を許容しない理由はない。…法の採用する基準によって解釈された意味と異なることを意味していた、という両当事者による契約に対する証言は、書面の意味を変更する効力がない。…当事者の真の意思は法的帰結をもたらさない。」4 id. §612, at 577-78.

20 4 id. §633, at 1010, citing *Harris v. Rickett*, 4 H & N (Eng.) 1.

21 2 Farnsworth on Contracts §7.2, at 196.

22 3 Corbin on Contracts §595, at 570.

23 訳語は、アメリカ統一商事法研究会「アメリカ統一商法典の翻訳(1)」法協82巻4号57頁(1966年)による。

24 この条文はU.C.C.第2編売買の規定で動産売買に適用されるが、第2A編賃貸借にある2A-202条も同様の内容を規定する。

25 “If the additional terms are such that, if agreed upon, they would certainly have been included in

the document in the view of the court, \*\*\*.”

26 U.C.C. §2-202 Official Comment 3.

27 Id. Official Comment 1 (a)-(c).

28 James J. White & Robert S. Summers, Uniform Commercial Code §1-2 (3d ed. 1988).

29 英語と訳語は必ずしも対応しない。

30 “This Agreement constitutes the entire and only agreement between the parties with respect to the subject matter hereof and supersedes, cancels and annuls all prior or contemporaneous negotiations or communications.”

31 “This Agreement sets forth the entire agreement and understanding between the parties as to the subject matter of this Agreement and merges and supersedes all prior discussions, agreements and understandings any and every nature between them, and neither party shall be bound by any condition, definition, warranty or representation other than as expressly provided for in this Agreement\*\*\*.”

32 例1・2の和文・英文ともに、植田淳「国際取引契約におけるEntire Agreement条項」神戸外大外国学研究27巻121頁(1993年)による。但し、例2のオリジナルの一部は契約の変更に書面を要求する条項であり、統合条項・外部証拠排除則の固有の射程からは外れるので省略した。

33 E.g., Salyer Grain & Milling Co. v. Henson, 91 Cal. Rptr. 847 (Cal. App. 5 Dist. 1970).

34 E.g., Sierra Diesel Injection Serv. v. Burroughs Corp., 874 F.2d 653 (9th Cir. 1989).

35 John D. Calamari & Joseph M. Perilo, Contracts §3-4, at 152 (3d ed. 1987); 48 ALI Proceedings 442 (1971); John E. Murray, Jr., The Parol Evidence Process and Standardized Agreements under the Restatement (Second) of Contracts, 123 U. Pa. L. Rev. 1342, 1350 (1975).

36 単一でも複数でもよい。

37 See also §218.

38 その他の事項としては例えば、文書が虚偽表示であった、との主張／証拠など。See §209 cmt. c.

39 合意の発効を書面外の停止条件にかからせる口頭合意について提出が認められる点についての従来の理論的説明は、合意が発効していない以上契約が存在していない、というものであった。2 Farnsworth on Contracts §7.4, at 213-14. 合意の統合がない、という第2次リストメントの規定の仕方はやや突出している。Murray on Contracts §85, at 403-05.

40 Cf. George E. Palmer, Reformation and the Parol Evidence Rule, 65 Mich. L. Rev. 833 (1967).

41 なお、その完全さと特定性から完結した(complete)合意であると合理的に言える書面に対しては、統合された書面としての推定が及ぼされ、これを否定するには外部証拠が必要である。§209(3).

42 §216(2)(a)は(b)号の例示であるとされる。§216 cmt. b.

43 英米法の文脈では陪審を念頭に置くことになる。

44 3 Corbin on Contracts §582; see also Murray, supra note 35, at 1348.

45 従って第2次リストメントにおける統合／完全な統合の認定が事実認定者ではなく裁判官であるとされている点(§209(2), §210(3))は、コービンの構想とは異なる。

46 Murray, supra note 35, at 1348.

47 E.g., Note, The Parol Evidence Rule: Is It Necessary?, 44 N.Y.U.L. Rev. 972, 979 (1969).

48 Murray, supra note 35, at 1356. But see J.D. Calamari & J.M. Perillo, supra note 35, at 152.

49 Infra note 54.

50 筆者の手元にある1981-95年刊行の10種類のケースブックの内、5種類で教材として取り上げられ、もう3種類で言及されている。

51 なお、同条は1978年に改正されているが、改正前の、1872年に制定された文言は以下の通りである：[書面化された合意は全体であると看做される]当事者が合意条項を書面化した場合には、この書面は全ての条項を含むものと看做され、当事者・その代表者またはその承継人の間では書面の内容以外の合意条項に関する証拠は許されない。但し以下の場合

はこの限りでない：

1. 錯誤または書面の不完全性が訴答手続で争点とされた場合；

2. 合意の有効性が争点たる事実である場合。

本条は、1860条に言う、合意形成時もしくは合意に関連する状況の証拠、付帯的な曖昧さを解釈するための証拠、または違法性もしくは詐欺を立証しようとする証拠を排除しない。「合意」の語には契約の他、譲渡証書と遺言を含む。

52 Law Revision Commission Comment 1978 Amendment.

53 E.g., Masterson v. Sine, *infra* note 54, 436 P. 2d at 563, 567.

54 436 P. 2d 561 (Cal. 1968).

55 M側夫の証言。436 P. 2d at 568.

56 なお、買戻し額の決定については外部証拠を許容して判断を下している。

57 “Four corners’ rule”（「文書の外観ルール」）などと呼ばれるものである。E.g., Thoroman v. David, 249 P. 513 (Cal. 1926).

58 Rest. (1st) of Contracts §240(1)(b).

59 U.C.C. §2-202 Official Comment 3.

60 Traynor主席裁判官は両者の差異については認識している（436 P. 2d at 564）が、本件ではいずれのテストを採用しても結論に差違はないと考えたようであり、436 P. 2d at 565では両者の語法を互換的に使用している。

61 ちなみに後述のPacific Gas & Electric Co.事件では当事者の意思が契約上の権利・義務の淵源であることが明言されている。Pacific Gas & Electric Co. v. G.W. Thomas Drayage & Rigging Co., *infra* note 70, 442 P. 2d at 644. もっとも「表現された当事者の意思 (the intention of the parties as expressed)」（強調筆者）と留保されている点はウィリストン的に解釈することもできる。

62 Susan J. Martin-Davidson, Yes, Judge Kozinski, There is a Parol Evidence Rule in California, 25 Sw. L. Rev. 1, 12はこの判示に書面の保護を主張するウィリストンのリーズニングを発見するが、これはいささかミスリーディングな

読み方であろう。

63 Murray on Contracts §84, at 389, 394. 第II章第2節・3節も参照。

64 しかしその出自に関係なく、第1次リストメント／U.C.C.の基準は信用性を根拠に正当化することも可能であろう。即ちこうしたテストに合格する外部合意であれば実際に行われた蓋然性も高く、故にそれに関する証拠の信用性も高い、と考えられる。

65 Rest. (1st) of Contracts §240(1)(b) cmt. d.; U.C.C. §2-202 Official Comment c.

66 436 P. 2d at 565 n.1.

67 法廷意見は譲渡証書の形式性が文言の追加になじまないとするが、反対意見は単に一言（“[T]his option is nonassignable.”）付け加えれば十分であるとする。436 P. 2d at 565, 572.

68 Marvin A. Chirelstein, Concepts and Case Analysis in the Law of Contracts 85 (1990).

69 Note, *supra* note 47.

70 442 P. 2d 641 (Cal. 1968).

71 “[A]t [defendant’s] own risk and expense”.

72 To “indemnify” plaintiff “against all loss, damage, expense and liability resulting from\*\*\* injury to property, arising out of or in any way connected with the performance of this contract”.

73 原告は過失不法行為も主張したが第一審の途中で斥けられ、以後は契約に基づく争点のみが争われた。

74 証拠は、原告の担当者の証言（自白となる）、両当事者が以前に結んだ同様の契約などであった。

75 442 P. 2d at 646 n.9.

76 カリフォルニア州で言えば、民事訴訟法典1856条後段（1978年改正前）がこれにあたる。

77 E.g., Collins v. Home Sav. & Loan Ass’n, 22 Cal. Rptr. 817 (Cal. App. 2 Dist. 1962).

78 W. Richerd West, Jr., Note, Chief Justice Traynor and the Parol Evidence Rule, 22 Stan. L. Rev. 547, 557 (1970).

79 446 P. 2d 785 (Cal. 1968). この事件も契約の解釈に関する事件である。原告は銃の安全装置のメー

カーであり、被告と、被告に対し独占販売権を与える契約を結んだ。被告が期間中に規定個数を買い取らなかつたため、原告は契約を終了し、損害賠償を求めて出訴した。これに対して被告は、契約終了に関する契約条項は、規定個数に達しなかつた場合に原告に与えられる唯一の救済手段が同項の契約終了だとして規定されている、と主張して、その旨の外部証拠を提出した。最高裁（この法廷意見を執筆したのもTraynor裁判官である）は、被告の主張を認め、第一審を覆した。法廷意見はPacific Gas & Electric Co.判決が提示した証拠の許容性の基準と判断手続を適用し、被告主張の意味も契約から合理的に可能であり、また他に否定する部分もないとした。Mosk判事の反対意見がある。

80 See, e.g., Price v. Wells Fargo Bank, infra note 117, 261 Cal. Rptr. at 746. See also Note, supra note 47; Note, Trident Center v. Connecticut General Life Insurance Co.: The Continuing Demise of the California Parol Evidence Rule, 1989 Utah L. Rev. 991.

81 Trident Center v. Conn. General Life Ins. Co., 847 F. 2d 564, 568-571 (9th Cir. 1988). もっともこの判示は突出したものと見られている。A. Kemp Fisheries, Inc. v. Castle & Cooke, Inc., 852 F. 2d 493, 496-97 n.2 (9th Cir. 1988). See also 2 Farnsworth on Contracts §7.12 at 276-77.

82 LEXISシステム上のCALライブラリ・CALファイル（カリフォルニア州最高裁の判例が蓄積されているファイル）において，“DATE AFT 02/05/1968 and CONTRACT and PAROL EVIDENCE or EXTRINSIC EVIDENCE or MASTERSON V. SINE”をキーワードに検索をした結果、66件のデータ（判例）が該当した（1996年11月22日）。1968年2月5日というのはMasterson事件が1968年2月6日に判決されていることによる。内3件は前節の3判決である。残り63件中：

- A 契約事件だが、当事者が外部証拠を提出していないことが指摘された事件 15件
- B 第一審で外部証拠が提出されたが当事者の意思の証拠とならないと判断され、上訴でそれが

### 争われなかつた事件 1件

- C 両当事者が競合する外部証拠を提出し、事実審が両者を勘案して事実認定を行つたため、上訴審はこの事実認定を尊重する旨判断した事件・その他外部証拠の提出が争われなかつた事件 7件
- D 取引行為よりも後の過程に関する「外部証拠」 1件
- E 外部証拠の許容・排除が外部証拠排除則以外の法理に関して問題となつた事件 5件
- F 「書面外」という意味以外の意味での「外部証拠」が問題となつた事件 11件
- G その他最高裁での事件処理に無関係な文脈で「外部証拠」に言及された事件 15件

よつて外部証拠の許容・排除が争点となつた事件は8件となるが、簡単に紹介する。

Continental Banking Co. v. Katz, 439 P. 2d 889 (Cal. 1968) は、地役権が属人的か土地に付隨するものかについて譲渡証書が曖昧で、その解釈のために外部証拠が参照された事件である。Pacific Gas & Electric Co.事件より前の判決であり、「合理的に可能」基準の先例として同事件でも引用されている。

In re Estate of Russell, 444 P. 2d 353 (Cal. 1968) では遺言の解釈が問題となつた。「同居人と飼犬に財産を遺贈する」という遺言からは「同居人が全財産を受け取り飼犬を飼育する」との意味は「合理的に可能」ではないとされ、外部証拠が排除された。

Tahoe National Bank v. Phillips, 480 P. 2d 320 (Cal. 1971) は、銀行から融資を受ける際に、保有資産に担保負担をさせないとの書面を差し入れた事例において、銀行側がこの書面に基いてエクイティ上のみなし譲渡抵当の実行を申し立てた事件である。裁判所は、「起草者に不利に」の解釈原則なども参照しつつ、そのような解釈を認めるることはできないとして外部証拠を許容しなかつた。Masterson事件以後数少ない最高裁が外部証拠を排除した事件であると同時に、外部証拠排除則が実体法上のルールであつてこれを上訴審で初めて援用するこ

とを認めた判決でもある。

*Chern v. Bank of America*, 544 P. 2d 1310 (Cal. 1976) では、融資の際に約束手形と貸付真実法 (Truth-in-Lending Act) 上の書面とに同時に署名された事案で、外部証拠排除則は前者のみを参照することを強いるものではなく、後者を参照することもできるとされた事件である。統合された書面といふのは単一ではなく複数の書面の複合であってもよいことを確認した事件である。

*Buehler v. Oregon-Washington Plywood Corp.*, 551 P. 2d 1226 (Cal. 1976) では、通行地役権の性質の決定をめぐる和解契約の解釈について、当該和解交渉にあたっていた元弁護士の宣誓供述書が許容された。

*McConnel v. Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith, Inc.*, 578 P. 2d 1375 (Cal. 1978) はやや特殊な事件である。ブローカの帳簿の貸方での利息計算の方法が利息制限法に違反しないかが争われたクラス・アクションであり、約款の「通常の慣習」の内実を明らかにするために外部証拠を参考しうることが判示された。

*Producers Dairy Delivery Co. v. Sentry Ins. Co.*, 718 P. 2d 920 (Cal. 1978) は、会社が労働者から賠償を求められた場合の責任保険の保険証券の被保険者の欄に 2 つの会社が記載されていることを奇縁として、一方の会社の従業員がもう一方の会社に対してなした賠償請求が担保されるかが争われた事案であるが、最高裁はそのような解釈は不合理であるとした。

*Garcia v. Truck Ins. Exch.*, 682 P. 2d 1100 (Cal. 1984) は、医師の専門家責任保険の担保範囲をめぐる保険証券の解釈に関する事件である。保険契約締結・更改に際しての交渉に関する証言が許容された。

83 LEXISシステム上のCALライブラリ・APPファイル（カリフォルニア州控訴裁判所の判例が蓄積されているファイル）において，“LEXCITE (436 P. 2d 561)” (“LEXCITE”は引用をキーワードとするコマンドである。“436 P. 2d 561”はMasterson事件のサイテーション；前注54参照）をキーワードに

検索を行ったところ、72件のデータが該当した（1996年11月22日）。さらにShepard's Citationsにおいて該当個所を参照したところ、California Reporter誌所載の判例の内、カリフォルニア州最高裁判所の判決以外の判決は 1 件を除いてLEXISでの検索結果と合致した。例外の 1 件は前注82の調査で該当した *Riley v. Bear Creek Planning Comm.*, 551 P. 2d 1213 (Cal. 1976) (法廷意見は控訴審判決を加除の上引用して構成されている。外部証拠排除則も検討しているが、結局詐欺防止法に基づき証拠排除。前注82では‘E’に分類) の控訴審判決 (123 Cal. Rptr. 330 (Cal. App. 3 Dist. 1975)) であり、調査から除外した。この72件中、4 件は再弁論などで同一の事件が複数のサイテーションで表わされたものであるのでこれを除くと68件が対象となる。

84 合計の列には外部証拠の許容・排除が直接の争点とならなかったものも含むため、許容・排除の各数の合計に一致しない。また、1981—85年と1991—95年の行の合計の項は、括弧内の数は再弁論などで同一の事件が複数のサイテーションで表れたものを含み、括弧外の数がこれを除外した実質的な事件の数である。

85 104 Cal. Rptr. 486 (Cal. App. 1 Dist 1972).

86 “This agreement shall be for a period of two years from the above date, and thereafter shall automatically renew from year to year unless either party gives written notice of termination ninety days prior to renewal date.”

87 1968年1月のコミュニケーションのタイミングにもよる（判文上は明らかでない）が、原告による新契約拒絶後、90日告知の可能な最初の更新時期となる。

88 28 Cal. Rptr. at 490-91. 前者は第1次リストメントの、後者はU.C.C.の基準であるが、Masterson事件で提示されたこの 2 基準の関係をこのように、一般に契約条項が『当然別個の合意としたであろうような合意』であるか『確実に文書に含むような条項』であるかのいずれかになる、と理解することは誤りである。同事件では両者は同旨の基準

として提示されている。前注60参照。

89 時期的にはBrawthen判決と次節で扱うGerdland判決との中間にあるものとして、Mobil Oil Corp. v. Handley, 143 Cal. Rptr. 321 (Cal. App. 2 Dist. 1978)もまた、各リーディング・ケースの関係の理解に関して示唆的である。この事件はガソリンスタンドのフランチャイズと賃貸借の複合契約の更新拒絶に正当当事由が必要かが争われ、必要であることを主張するための外部証拠が排除された。この事件の判断は、(1)更新に関する条項は賃貸借に「当然」含まれるどころか本質的とも言える条項で付隨的合意に委ねる性質のものではないから統合があり、(2)そして正当当事由の要求は契約書の90日前通知更新拒絶条項と矛盾する、という2段階の判断がなされている。

90 Brawthen v. H & R Block, Inc., 124 Cal. Rptr. 845 (Cal. App. 1 Dist. 1975).

91 235 Cal. Rptr. 279 (Cal. App. 6 Dist. 1987).

92 契約書は準拠法をネヴァダ州に指定していたが、裁判所は、カリフォルニア州法を適用しても大きな相違はないし、各当事者も専らカリフォルニアの先例に依拠して弁論していたので、カリフォルニア州法に基づいて判断する、とした。

93 「13. 完全な合意；この合意は会社と代理店との間の全ての合意を含む。いかなる種類の口頭または付隨の合意も存在しない。」

94 235 Cal. Rptr. at 282.

95 235 Cal. Rptr. at 283.

96 E.g., Malmstrom v. Kaiser Aluminum & Chemical Corp., 231 Cal. Rptr. 820 (Cal. App. 1 Dist., 1986); Stevenson v. Oceanic Bank, 272 Cal. Rptr. 757 (Cal. App. 1 Dist. 1990); Alling v. Universal Mfg. Corp., 7 Cal. Rptr. 2d 718 (Cal. App. 1 Dist. 1992).

97 Rest. (2d) of Contracts §214(a).

98 Masterson v. Sine, *supra* note 54, 436 P. 2d at 563 (交渉内容が書面に盛り込まれているかの判断にあたって「そうした付隨的合意自体が検討されねばならない (must be examined)。書面化の時点の状況もまた、そうした統合の決定にあたって援用し

うる (may also aid in the determination)。」)。

99 Id., 436 P. 2d at 564.

100 逆に他の要素は指摘されている。(1)に付き、436 P. 2d 561. (3)に付き、436 P. 2d at 564-565. (4)に付き、436 P. 2d at 564.

101 436 P. 2d at 563-64.

102 American Industrial Sales Corp. v. Airscope, Inc., 282 P. 2d 504, 506 (1955)等。

103 そして、これらの問は伝統的に陪審の職分だと考えられてこなかった問題だとする。

104 143 Cal. Rptr. at 324.

105 187 Cal. Rptr. 845, 851-52 (Cal. App. 4 Dist. 1982). もっともこれと統合の判断要素としてではなく、効果の部分を含む「外部証拠の問題」(全体)に関するものとして、条項の抵触を含むBrawthen第2判決の4要素を挙げた、と読む余地もある。

106 231 Cal. Rptr. at 827.

107 Id.

108 14 Cal. Rptr. 2d 93 (Cal. App. 4 Dist. 1992).

109 全面敗訴ではない。問題の契約期間満了までの損害賠償は認めている。

110 14 Cal. Rptr. at 97 n.3.

111 但し、この批判の基づく理解は単純に承認できない。まず、この判示は統合の程度(部分的な統合か完全な統合か)の判断にあたっての考慮要素の問題について検討されているものであって、そもそも統合があるかないか、という文脈のものではない。後者については、この裁判所は契約が書面化されればそれは当然に少なくとも部分的な統合であるとする。14 Cal. Rptr. at 96 (citing Calamari & Perillo, *supra* note 35, §3-2, at 136). 第2に、「Masterson判決は、口頭と書面の合意との抵触が書面の統合されていないことを示す要素だ、とは述べていない」と指摘するが、批判の対象として引用されている判決は、いずれも条項の抵触を発見して書面が統合されている、との処理を行った事例であり、先例の理解に誤りがある。このように誤解があるから、この後この判決は「完全な統合がない場合であっても、契約書と矛盾する条項を補充するための外部証拠は許容されない」と強調しているのであ

- る。書面化が即（部分的）統合だとしている理解と合わせると、たとえ本文で述べたような批判を行っているにしても、この判決の態度は結局他の裁判所の理解と異なるであろう。実質的処理の平仄については本文参照。
- 112 E.g., Malmstrom v. Kaiser Aluminum & Chemical Corp., *supra* note 96.
- 113 但しBrawthen事件が契約書の条項を変更したものとして理解するものとして、Mobil Oil Corp. v. Handley, *supra* note 89, 143 Cal. Rptr. at 325.
- 114 II章1節・5節参照。See, e.g., Hartman v. Shell Oil Co., 137 Cal. Rptr. 244 (Cal. App. 4 Disb. 1977).
- 115 48 P. 2d 659, 661 (Cal. 1935).
- 116 E.g., Banco do Brasil v. Latian, Inc., 234 Cal. App. 3d 973, *infra* note 140; Alling v. Universal Mfg. Corp., *supra* note 96.
- 117 261 Cal. Rptr. 735 (Cal. App. 1 Dist. 1989).
- 118 E. g., Coast Bank v. Holmes, 97 Cal. Rptr. 30 (Cal. App. 4 Disb. 1971); Justin Sweet, Promissory Fraud and the Parol Evidence Rule, 49 Cal. L. Rev. 19 (1961).
- 119 他に同様の判断を示すものとして, e.g., Marani v. Jackson, 228 Cal. Rptr. 518 (Cal. App. 1 Dist. 1986); Stevenson v. Oceanic Bank, *supra* note 96.
- 120 例えば、契約終了への正当事由の要求の事案であれば、正当事由の有無という事実問題が残る。
- 121 See Brawthen v. H & R Block, Inc., *supra* note 85, 104 Cal. Rptr. at 491; Esbensen v. Userware International, Inc., *supra* note 108, 14 Cal. Rptr. 2d at 99. 但し現実問題としては、外部証拠の許容・排除が争点の中心となったということは、先行合意の存在ないしはその適用のレベルの認定で、外部証拠を排除しようとしていた側に有利な材料は少ないので多いであろう。例えばGerdlund事件において原告が良い仕事をしていたことについては争いがないのであった。
- 122 E.g., Macaulay, *supra* note 9.
- 123 日本で働く米国人弁護士John Roebuck氏も、筆者を含む研究会の席上で、取引における契約書の起草の重要性を強調した。取り分け指摘された点は、(1)包括性と正確さ；理念形としての契約は全ての状況をカヴァして救済を定めるべきである、(2)一貫性、(3)簡明さ、(4)精密さといった点である。そしてこれらの考慮は「米国スタイルの完璧主義者の契約起草者にとって、契約とは当事者の意思を正確かつ詳細に表現し、取引に内在するリスクをこの意思に従ったやり方で配分したものである」という思想である。John Roebuck, Thoughts on General Principles of Legal Contract Drafting (June 27, 1996) (unpublished memorandum, on file with auther). 特に、中心的な(1)の点は、本文で指摘している裁判所の態度、即ち自ら主張したい条項を書面へ盛り込まなかった当事者にサンクションを課すという事件処理に一致している。
- 124 例えば植田前掲注32・137—38頁は、交渉の結果次第では、統合条項を入れない、あるいはより緩い内容の条項とすることを推奨している。後者の例としては、「本契約書は、本契約を補足し、かつ本契約書に明記されていない合意の存在を否定するものではない」といったものが提案されている。
- 125 Wallis v. Farmers Group, Inc., 269 Cal. Rptr. 299 (Cal. App. 6 Dist. 1990).
- 126 *Supra* note 96.
- 127 256 Cal. Rptr. 863 (Cal. App. 6 Dist. 1989).
- 128 E.g., Salyer Grain & Milling Co. v. Henson, *supra* note 33.
- 129 例えば、真に統合された、即ち当事者が最終的に採用した書面のみを保護すべきだとして、統合の判断手続への陪審の関与を主張するSweetは、統合の判断基準として参考になる要素を列挙しているが、第4点目に当事者のビジネス経験、第5点目に弁護士の関与、第7点目に書式の標準化の度合い、第8点目に統合条項の有無を挙げている。Sweet, *supra* note 118, at 1065-66.
- 130 See also Gianelli Distributing Co. v. Beck & Co., 219 Cal. Rptr. 203 (Cal. App. 1 Dist. 1985).
- 131 契約関係全体について細々と書き込まれた大部の約款の場合はどうか、という問題は残る。当事者

次第では（例えば消費者契約），むしろ長大で網羅的な書面の方がその内容に当事者が条項を追加していくことが困難となりうる。本稿で取り上げた事件ではGerdlund事件がこれに近いが，同事件では書面を攻撃する者自身が書式の作成に関与していることが指摘されているから，純粋な約款とはやや異なる。

132 吉田直『アメリカ商事契約法』（1991年，中央経済社）各論第3章274—83頁以下参照。

133 Robert Childres & Stephen J. Spitz, *Status in the Law of Contract*, 47 N.Y.U.L. Rev. 1 (1972).

134 Supra nobe 82.

135 Supra nobe 33.

136 14 Cal. Rptr. 2d at 97.

137 Compare Malmstrom v. Kaiser Aluminum & Chemical Corp., supra note 96, and Slivinsky v. Watkins-Johnson Co., 282 Cal. Rptr. 96 (Cal. App. 1 Dist. 1991) with McLain v. Great American Ins. Co., supra note 127 and Wallis v. Farmers Group, Inc., supra note 125.

138 本稿で取り上げた事件で言えばEsbensen事件のみである。

139 Delta Dynamics, Inc. v. Arioto, supra note 79, 446 P. 2d at 789.

140 285 Cal. Rptr. 870 (Cal. App. 2 Dist. 1991). この事件では銀行貸付の返済計画に対して，並行して追加融資の約束があったかが争われ，Brawthen第2判決の4要素（直接に引用されたのはMalmstrom事件）が検討され，特に返済計画中「無条件」との文言と外部証拠とが抵触することを根拠に（他の要素に関してもこの判断が基礎になっている）証拠が排除された。

141 285 Cal. Rptr. at 893.

142 補論として，判例法主義のあり方の理解について付言する。本稿で指摘した外部証拠排除則の運用のされ方は，ある意味Masterson判決の「誤読」なのであった（第V章第3節）。ところで，判例法主義の実証主義的理解からは，一つの判例が宣明されれば，それによる先例拘束性の範囲，あるいは先例を

覆すことが可能かという意味での先例拘束性の強さといった形で問題が定式化される（例えば，田中英夫『英米法総論』（下，東京大学出版会，1980年）§611-12, §614-15）。しかし，本稿で指摘される現象は，一つの判決が法を述べるというイメージ（*Id. § 611 at 475-76*）ではなく，一つの判決が出発点になるにしても，そこを起点にした理解と「誤解」のインタラクションの中に，一つの共通項ないし協調としての「法」が見えてくる，との状況である。この現象は他の判例法主義の特徴，例えば社会状況に応じて法が変化／進化するという指摘も説明しうる。先例拘束性を軸にする説明では，これは具体的な事件／問題に直面した裁判所自身が先例を変更する権能を持っているから法を変化させることができる，ということになる。これに対し別の説明の仕方として，オーソリティに対する理解／「誤解」をした複数の後行判例が並立したとき，最も適切に問題を解決しうる判例法理が生き残ることによって法が「進化」する，と言えるのである。

こうした現象は英米法研究のあり方にも影響を及ぼすのであるまい。即ち，オーソリティとされている判例を見るだけでは法は見えてこない。オーソリティがどのように受容されているかがより重要な問題となりうるのであり，それもlaw in actionを考える場面のみならず実定法を考える場合にも（下級）裁判所による受容が重要な焦点となってくるのである。そう考えると，本稿で必ずしも意図しないまま行った，一定範囲での網羅的調査という方法も，意味のある研究であったかも知れない。